
第2次 中能登町 公共施設等総合管理計画



2026年 3月策定

中能登町

目 次

序章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ

| | |
|------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画期間の設定 | 2 |
| 4. 計画の対象 | 3 |

第1章 本町の現状と課題

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 人口に関する状況 | 4 |
| 1-1 人口の推移と将来予測 | 4 |
| 1-2 人口構造の変化 | 5 |
| 2. 財政に関する状況 | 6 |
| 2-1 歳入の推移 | 6 |
| 2-2 歳出の推移 | 6 |
| 3. 保有する公共施設等の状況 | 7 |
| 3-1 対象とする公共建築物の状況 | 7 |
| 3-2 公共建築物延床面積の近隣自治体との比較 | 13 |
| 3-3 公共建築物の将来の更新費用 | 14 |
| 3-4 インフラ施設の状況 | 15 |
| 3-5 インフラ施設の将来の更新費用 | 17 |
| 4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用 | 18 |
| 4-1 公共建築物長寿命化による建替え年数の延長 | 18 |
| 4-2 インフラ施設長寿命化による更新年数の伸長 | 21 |
| 5. 公共施設等に係る課題 | 24 |
| 5-1 資産削減目標率の設定 | 24 |
| 5-2 公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応 | 26 |
| 5-3 老朽化対策への対応 | 28 |
| 5-4 耐震化への対応 | 28 |
| 5-5 固定資産台帳の精緻化と財務書類の活用 | 29 |

第2章 公共施設等に関する基本方針

| | |
|------------------------|----|
| 1. 全庁的な取組体制の構築方針 | 30 |
| 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 30 |

第3章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本方針

33

第4章 フォローアップの方針等

| | |
|--------------------------|----|
| 1. PDCAサイクルに基づく計画の推進と見直し | 45 |
| 2. 庁内の情報管理と共有 | 46 |
| 3. 町民との情報共有 | 46 |

序章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ

1. 計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化が進み、大規模改修や建替えの時期を迎えている。一方、厳しい財政状況に加え、今後、少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等のニーズ変化への対応が求められていることを踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、最適化を行い、サービスの質を維持しつつ、施設等のライフサイクルコストを低減・平準化することが必要となっています。

2014年4月22日に総務省から各地方公共団体に対しての「公共施設等総合管理計画」策定要請を受け、中能登町（以下、「本町」という。）においても、公共施設等の状況を把握し、その特性（機能）に併せた最適化、財政負担の低減・平準化実現のために「中能登町公共施設等総合管理計画」（以下、「第1次計画」という。）を2017年3月に策定しました。

第1次計画では、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の低減の両立を図るため、本町の固定資産台帳を活用しつつ、現状と課題を把握し、施設類型ごとの基本方針を定めた上で様々な取組を行い、2024年度末までの期間で、8.2%の延床面積を削減しました。

第1次計画期間内には、人口減少の加速や、保有する施設の老朽化進行をはじめとした公共施設等に直接的に関連する要因だけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延への対応、能登半島地震の影響、DX化の加速等、本町の公共施設等を取り巻く社会情勢や多発する自然災害など、環境も大きく変化してきています。

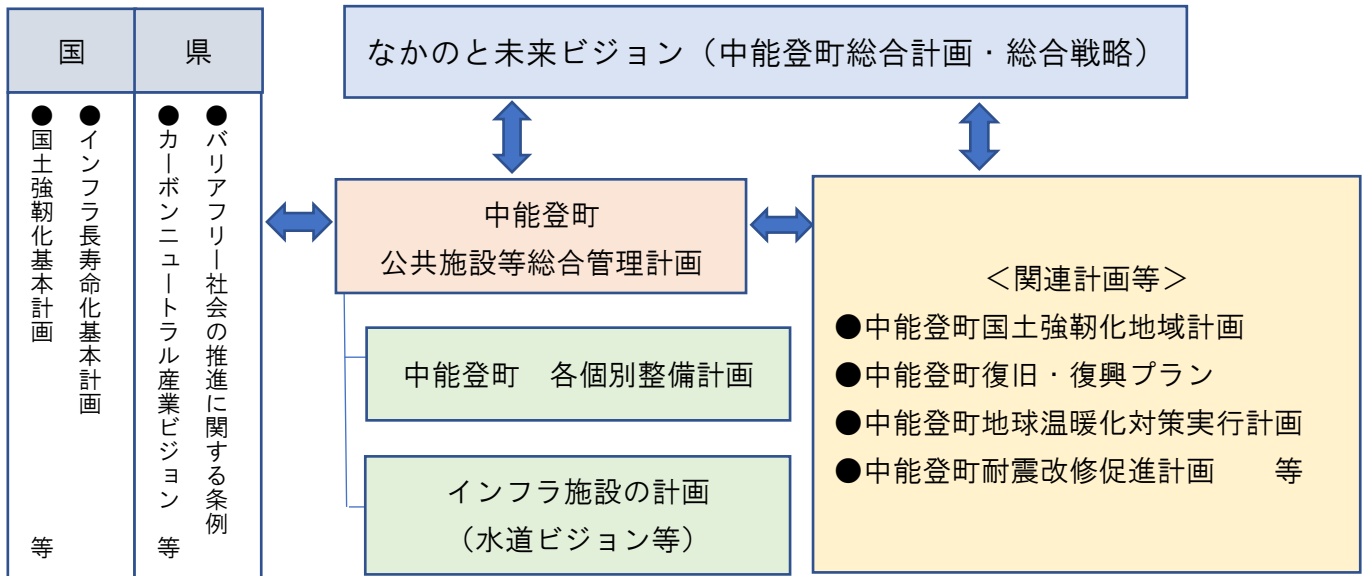
本町では、第1次計画の終了を受けて、2024年10月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」に基づき、「第2次中能登町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することになりました。

本計画は、第1次計画の取組を引き継ぎつつ、より実効性の高い内容とすべく、本町の施設の状況変化に基づき、長期的な視点で、公共施設マネジメントを推進する観点から、内閣府の定める「経済財政運営と改革の基本方針」等も踏まえつつ、施設群ごとに策定している「個別整備計画」（以下、「個別計画」という。）と連動した、効率的かつ適切な公共施設等の保全管理推進を目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「中能登町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を含めた町の関連計画との整合を図るとともに「総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

また、公共施設等の個別具体的な方針を定めた「個別計画」の上位計画として位置づけられます。



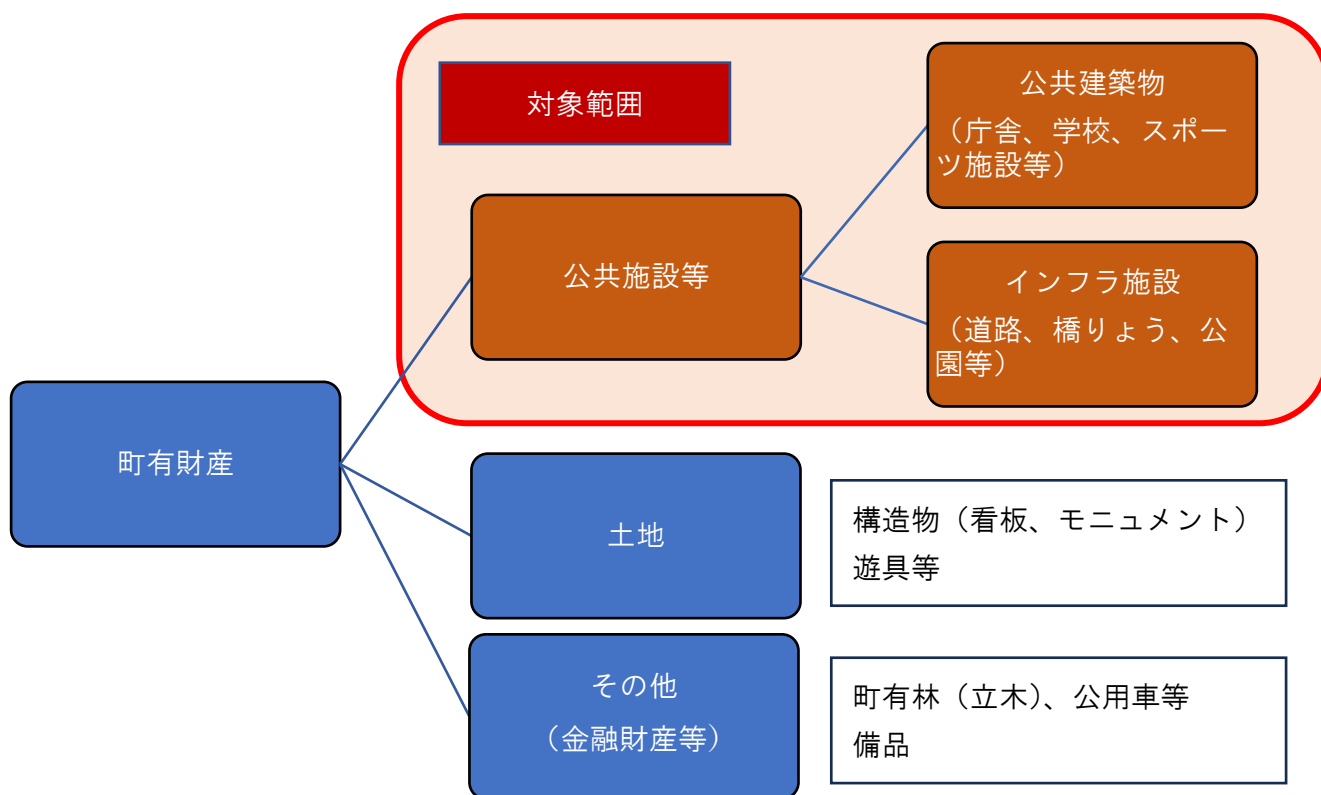
3. 計画期間の設定

公共施設等は、耐用年数が長期にわたること、整備した施設の量や種類が年代により異なることから、長期的な視点が重要であることを考え、2026年度から2065年度までの40年間を見通しつつ、2026年度から2035年度の10年間を計画期間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢等の動向を把握しつつ、計画期間途中にも不断の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

4. 計画の対象

本計画において対象とする公共施設等は庁舎、学校、スポーツ施設などの公共建築物及び道路、橋りょう、公園などのインフラ施設とします。

本計画内においては公共建築物とインフラ施設をあわせ「公共施設等」とします。



第1章 本町の現状と課題

1. 人口に関する状況

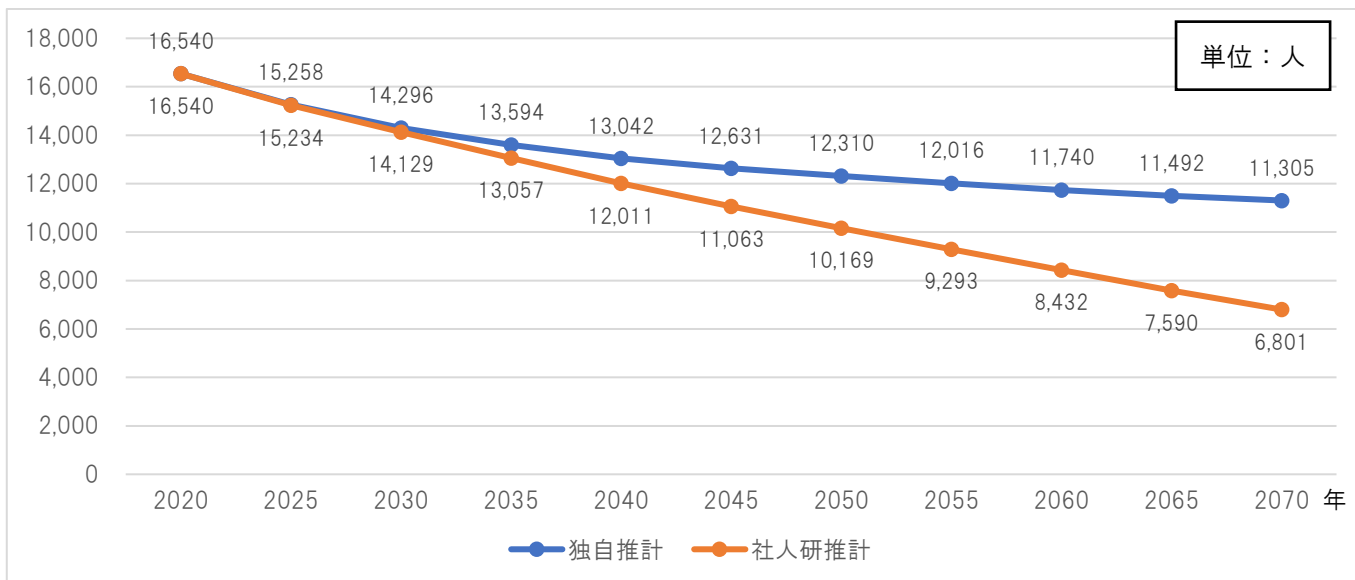
1-1 人口の推移と将来予測

本町の総人口は、2020年には16,540人（国勢調査）となり、2010年と比較して1,995人減少しています。

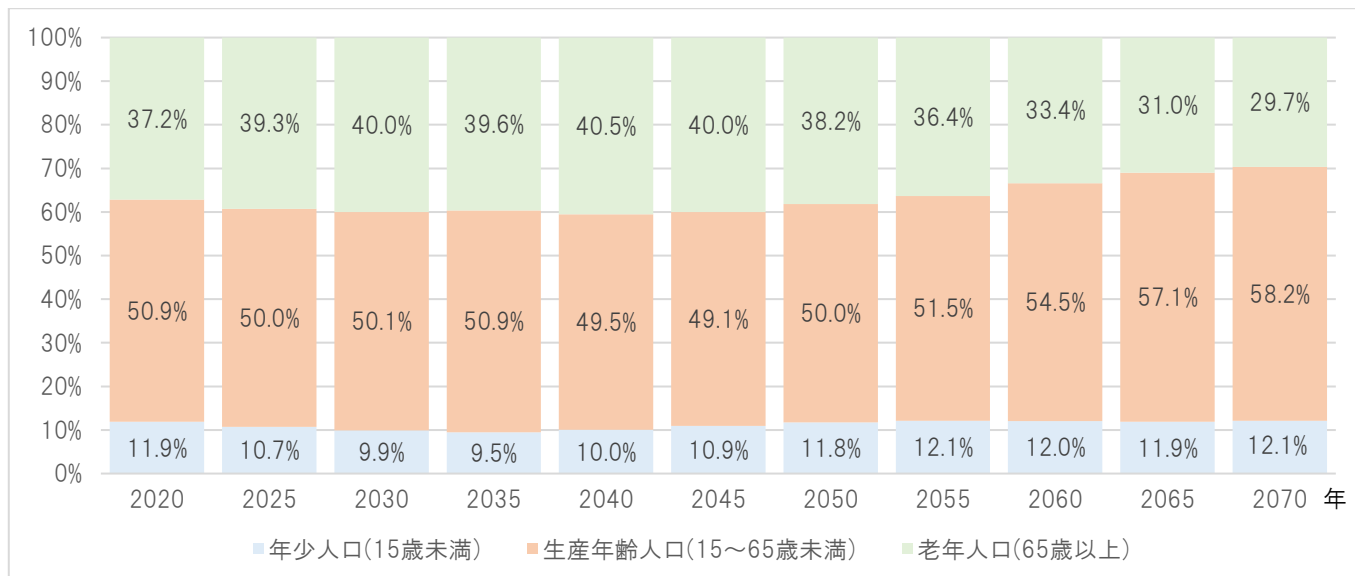
年少人口（15歳未満）は2020年に1,968人となり、2010年と比較して476人減少しています。生産年齢人口（15～65歳未満）は2020年に8,424人で、2010年から2,154人減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は2020年に6,148人となり、2010年と比べて635人増加しています。

本町の総人口は2050年は12,310人、2070年は11,305人を目標とします。

■総人口の推移



■総人口に占める年齢3区分別割合の推移

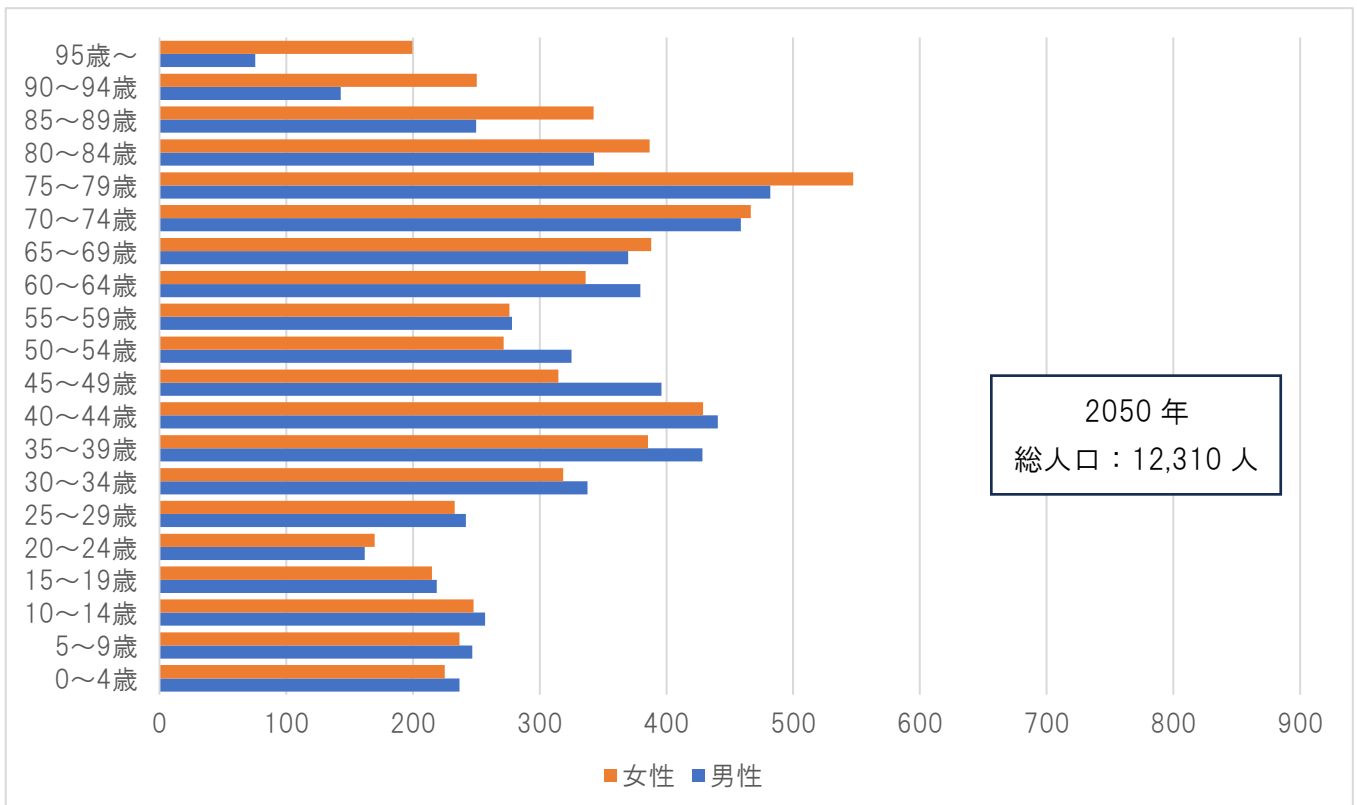
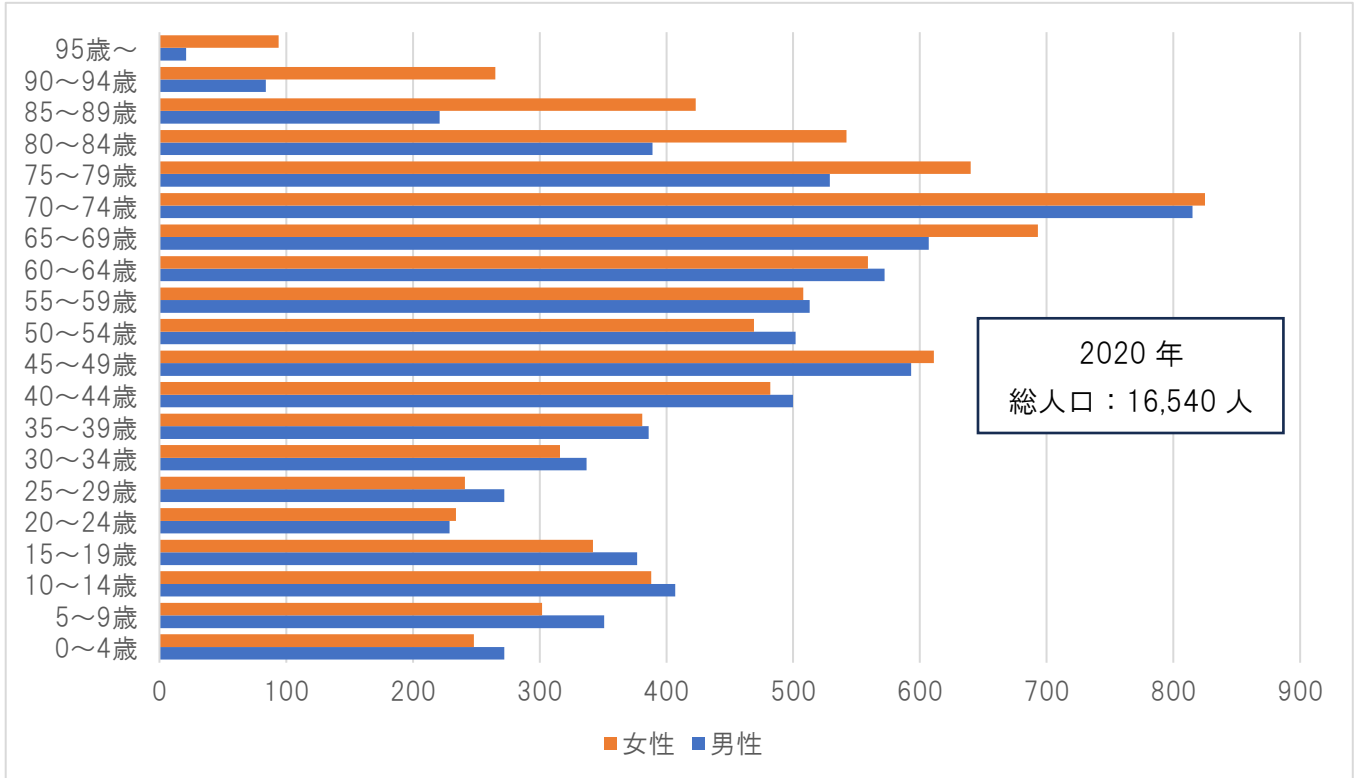


(出典：「なかのと未来ビジョン」)

1-2 人口構造の変化

2020年は総人口16,540人のうち65歳以上の人口が37.2%、2050年は総人口12,310人のうち65歳以上の人口が38.2%となり、少子高齢化が続くと予測されています。

■本町の性別5歳年齢階級別人口ピラミッドの推移（単位：人）



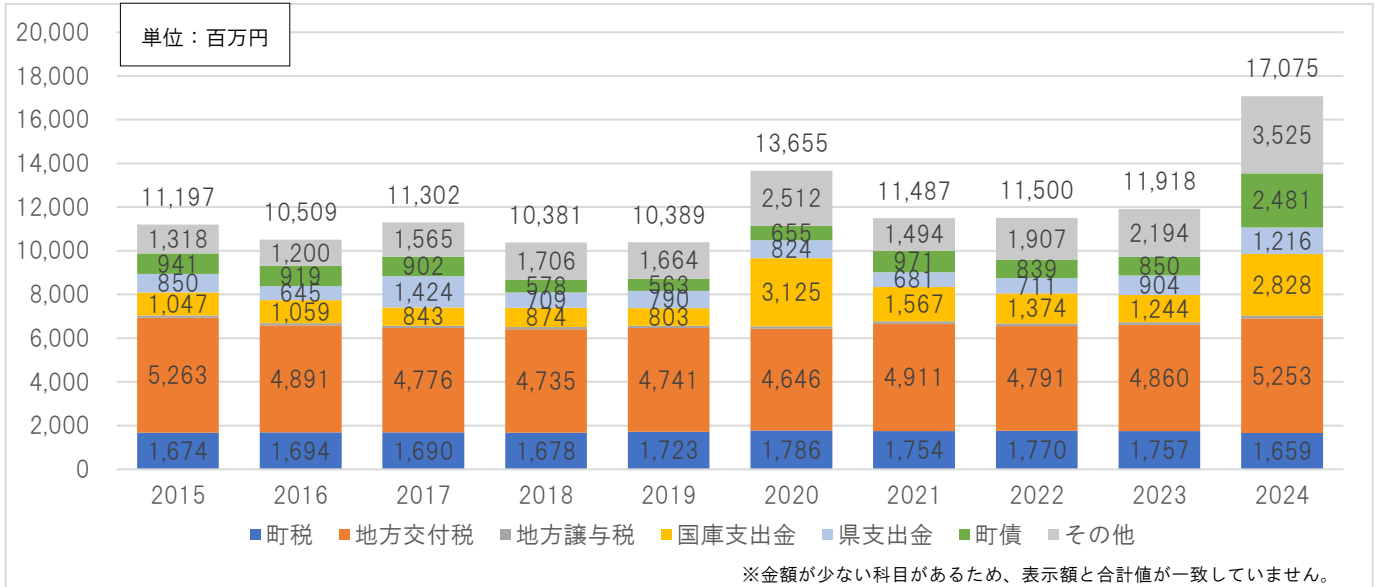
(出典：「なかのと未来ビジョン」)

2. 財政に関する状況

2-1 歳入の推移

本町の歳入総額（一般会計）は、過去 10 年間を見ると 2024 年度が約 170.8 億円と最も多く、2018 年度は約 103.8 億円と最も少なくなっており、過去 10 年間の平均は、約 119.4 億円です。歳入の内訳を見ると、町税はほぼ横ばいで 10 年間の平均は約 17.2 億円となっています。なお、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補助などの理由で、国庫支出金が増加しています。

また、2024 年度においては「令和 6 年能登半島地震」の影響により、国県等補助金や町債をはじめとする各科目の決算額が増加しています。

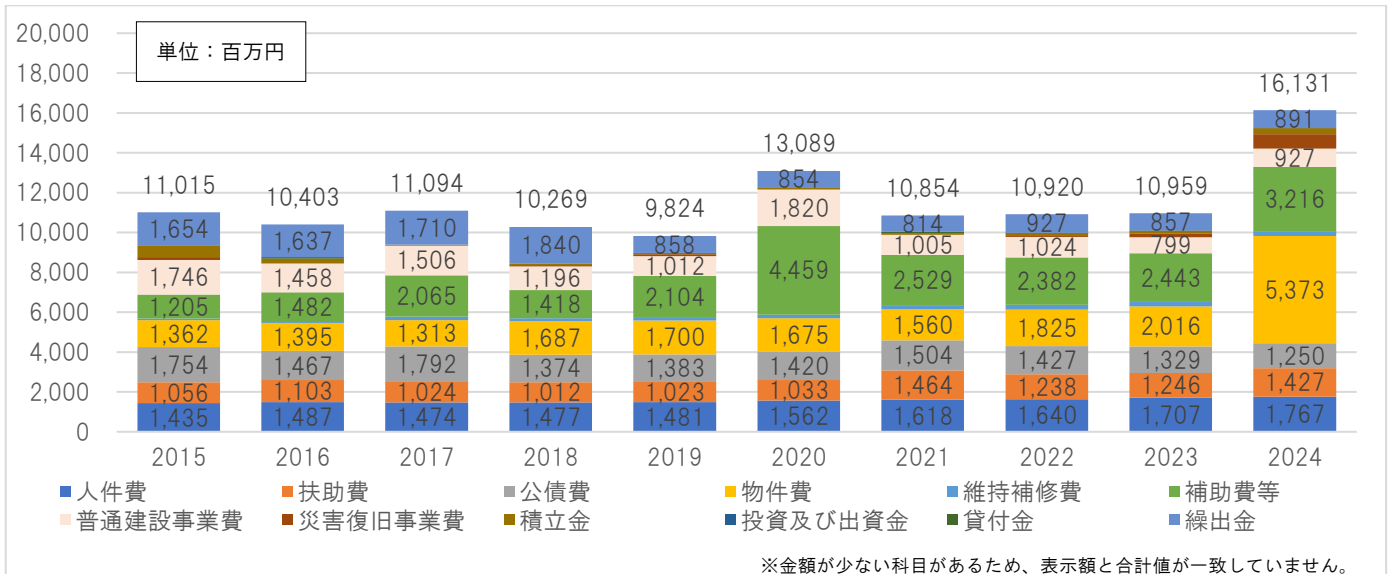


2-2 歳出の推移

本町の歳出総額（一般会計）の過去 10 年間の平均は、約 114.6 億円/年となっています。

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業により補助費等が増加、2024 年度においては能登半島地震関連で物件費等が増加しています。

なお、扶助費（社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対して、その生活を維持するために支出される経費）は増加傾向にあります。



3. 保有する公共施設等の状況

3-1 対象とする公共建築物の状況

本町の固定資産台帳を基にした本計画の対象とする公共施設等は、以下の表のとおりです。

小規模施設や文化財等は対象外とし、上水道、下水道等の公営企業会計施設は、それぞれにおいて本計画と同様の計画を策定しており、本計画と連携、連動して施設管理を推進していきます。

なお、公園はインフラ施設に分類されますが、本計画においては、公共建築物に含むものとして記載しています。

| 大分類 | 中分類 | 主な対象施設 |
|-----------------|------------|---|
| | | 2024年度末 |
| 町民文化系施設 | 集会施設 | 公民館、集会所、古民家みおやの里等 |
| | 文化施設 | 生涯学習センターラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔、ふるさと創修館 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 中能登町立図書館、ふるさと創修館図書室、カルチャーセンター飛翔図書室 |
| | 博物館等 | 石動山、雨の宮能登王墓の館、ふるさと創修館等 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 中能登運動公園、鹿島体育センター、スポーツセンターろくせい等 |
| | レクリエーション施設 | 健康ハウス「憩」 |
| 産業系施設 | | 「道の駅」織姫の里なかのと、能登テキスタイル・ラボ、能登上布会館、パルみおや |
| 学校教育系施設 | 学校 | 中能登中学校、鳥屋小学校、鹿島小学校、鹿西小学校 |
| 子育て支援施設 | 保育所 | たんぽぽ保育園、こすもす保育園、あおば保育園、つくし保育園、さくら保育園 |
| | 児童施設 | 児童館（とりや、かしま、ろくせい） 放課後児童クラブ（とりや、かしま、ろくせい） |
| 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | デイサービスセンター「ひまわり」、老人ふれあいセンター、在宅複合施設「ほのぼの」、ふれあい交流館「北部」、ふれあい交流館「喜楽館」、高齢者生きがいセンター、グループホーム「しあわせの里」 |
| | その他社会福祉施設 | 保健センター「すくすく」 |
| 行政系施設 | 庁舎 | 総務庁舎、行政サービス庁舎等 |
| | 消防施設 | 中能登消防署、分団詰所 |
| 公営住宅 | | 町営住宅 |
| 公園 | | 公園施設（トイレ、休憩所等） |
| その他 | | 駅駐輪場、バス停留所、旧学校施設、旧庁舎等 |

施設量の推移は次のとおりです。

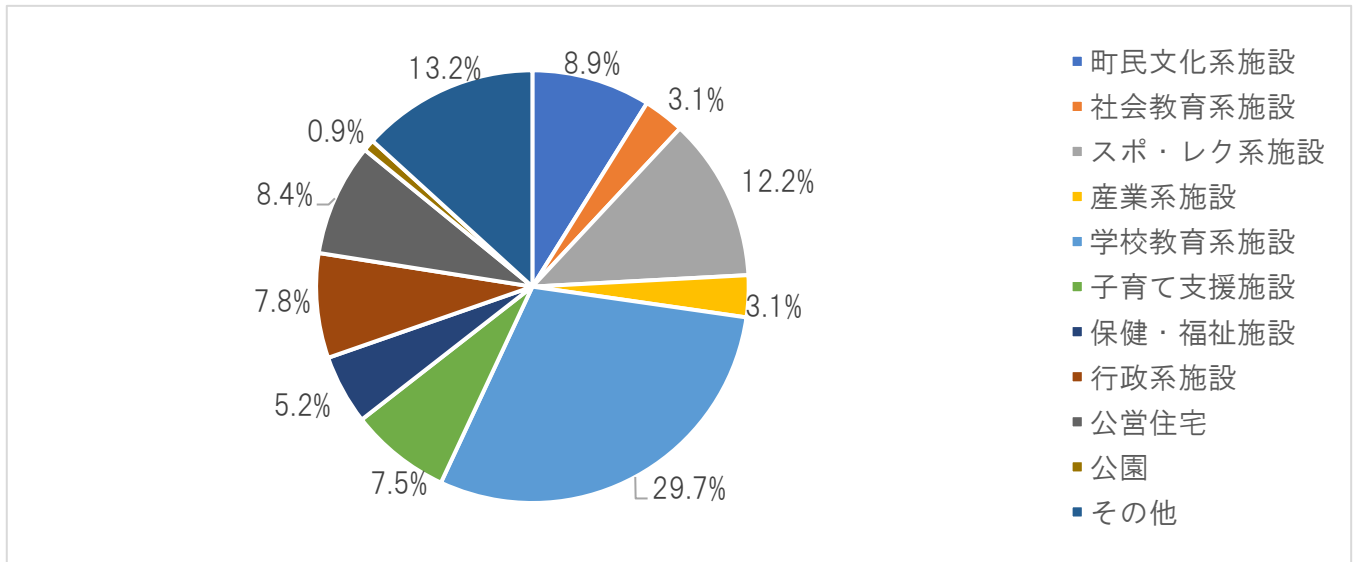
| | 2020 年度末 | | 2024 年度末 | | |
|-----------------|-----------------------|-----|-----------------------|-------|-----|
| | 延床面積(m ²) | 施設数 | 延床面積(m ²) | 割合 | 施設数 |
| 町民文化系施設 | 12,894 | 11 | 12,405 | 8.9% | 11 |
| 社会教育系施設 | 3,788 | 8 | 4,277 | 3.1% | 8 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 17,363 | 19 | 17,037 | 12.2% | 18 |
| 産業系施設 | 4,717 | 5 | 4,359 | 3.1% | 4 |
| 学校教育系施設 | 41,304 | 4 | 41,304 | 29.7% | 4 |
| 子育て支援施設 | 10,293 | 11 | 10,495 | 7.5% | 12 |
| 保健・福祉施設 | 7,258 | 11 | 7,258 | 5.2% | 11 |
| 行政系施設 | 10,923 | 13 | 10,923 | 7.8% | 13 |
| 公営住宅 | 11,555 | 9 | 11,731 | 8.4% | 8 |
| 公園 | 1,221 | 18 | 1,221 | 0.9% | 18 |
| その他 | 18,676 | 48 | 18,474 | 13.2% | 47 |
| 合計 | 139,992 | 157 | 139,485 | 100% | 154 |

2024 年度末時点の本町全体の公共建築物の施設分類ごとの延床面積と、施設数の割合は、次のとおりです。

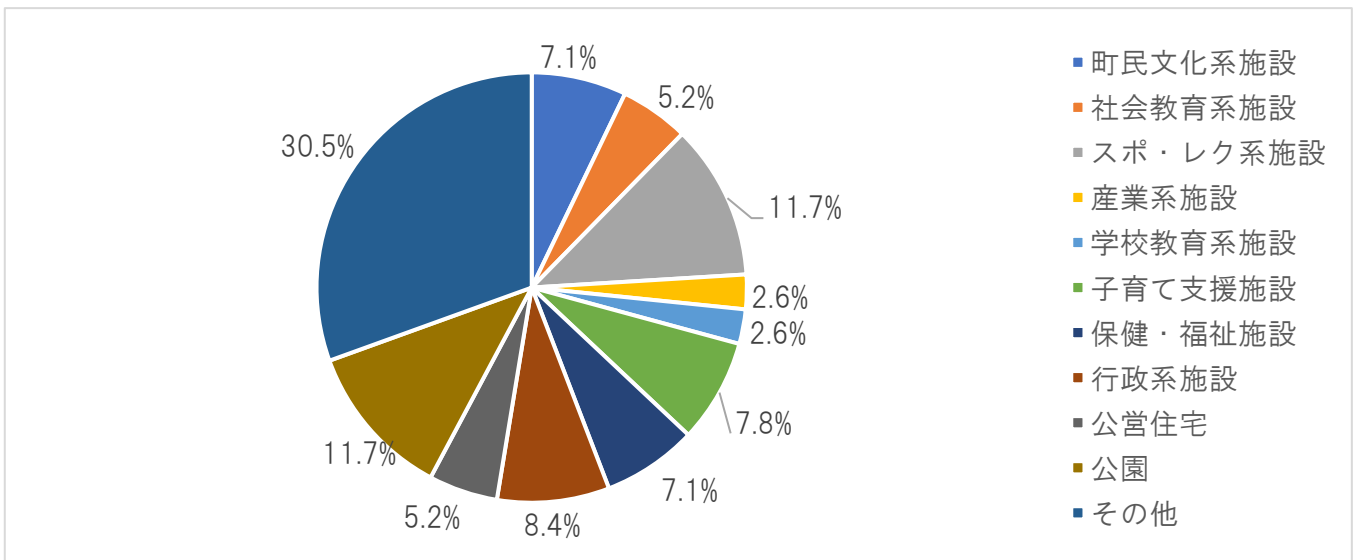
延床面積割合では、全体で 139,485 m²のうち、学校教育系施設が 41,304 m²（29.7%）と最も多く、その他施設を除くと、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 17,037 m²（12.2%）です。

施設数割合では、全体で 154 施設あり、その他施設を除くと、スポーツ・レクリエーション系施設と公園が、それぞれ 18 施設（11.7%）と最も多くなっています。

【延床面積割合】



【施設数割合】



2024 年度における本町の公共建築物の維持管理経費（一般会計）は、次のとおりです。

【各公共建築物の年間維持経費】（単位：千円）

| 施設分類 | 維持管理経費 | 減価償却費 | 計 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 町民文化系施設 | 64,108 | 92,953 | 157,061 |
| 社会教育系施設 | 33,154 | 39,189 | 72,343 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 75,422 | 67,953 | 143,375 |
| 産業系施設 | 26,844 | 19,431 | 46,275 |
| 学校教育系施設 | 432,950 | 236,684 | 669,634 |
| 子育て支援施設 | 312,911 | 78,141 | 391,052 |
| 保健・福祉施設 | 51,345 | 49,444 | 100,790 |
| 行政系施設 | 352,970 | 52,528 | 405,498 |
| 公営住宅 | 27,646 | 33,888 | 61,534 |
| 公園 | 92,460 | 2,039 | 94,499 |
| その他 | 33,913 | 30,973 | 64,885 |

維持管理経費：施設を運営するのに必要な物件費等の合計

減価償却費：建物及び建物附属設備の年間減価償却費の合計

計：維持管理経費と減価償却費の合計値で、施設を1年間運営するのに必要なコスト

2024 年度における本町の公共建築物の利用状況は、次のとおりです。

【各公共建築物の利用状況】（単位：人）

| 施設分類 | 施設名 | 建築年度 | 構造 | 利用人数 |
|------------------|----------------------|------|--------|---------|
| 町民文化系施設 | 生涯学習センターラピア鹿島 | 1994 | RC | 14,358 |
| | 生涯学習センターラピア鹿島（鹿島公民館） | 1994 | RC | 16,875 |
| | ふるさと創修館（烏屋公民館） | 1995 | RC | 3,266 |
| | カルチャーセンター飛翔（鹿西公民館） | 1996 | RC | 960 |
| | まなびや館 | 1989 | RC | 2,418 |
| | 生きがいセンター | 1992 | W | 264 |
| 社会教育系施設 | 生涯学習センターラピア鹿島（町立図書館） | 1994 | RC | 114,672 |
| | ふるさと創修館（展示場） | 1995 | RC | 137 |
| | 石動山（大宮坊等） | 1986 | W | 2,280 |
| | 雨の宮能登王墓の館 | 1997 | S | 72 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 中能登町運動公園 | 2016 | RC | 6,092 |
| | 鹿島体育センター | 1978 | RC | 36,531 |
| | 鹿島北部体育センター | 1989 | SRC | 544 |
| | 久江体育センター | 1983 | S | 2,052 |
| | スポーツセンターろくせい | 2001 | RC | 18,529 |
| | 鹿島弓道場 | 1987 | RC | 1,236 |
| | 烏屋武道館 | 1990 | SRC | 5,346 |
| | テニスコートかしま | 1987 | CB | 167 |
| | テニスコートとりや | 1989 | CB | 5,170 |
| 健康ハウス「憩」 | 2004 | S | 54,572 | |

| 施設分類 | 施設名 | 建築年度 | 構造 | 利用人数 |
|------------------|------------------|----------------|------|---------|
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 鳥屋体育館 | 1984 | SRC | 8,356 |
| | 鹿西体育館 | 1999 | SRC | 1,421 |
| 産業系施設 | 能登テキスタイル・ラボ | 1991 | S | 165 |
| | 能登上布会館 | 1995 | W | 1,334 |
| | 「道の駅」織姫の里なかのと | 2014 | RC | 137,278 |
| 学校教育系施設 | 鹿島小学校 | 2014 | RC | 82,659 |
| | 鳥屋小学校 | 1974 | RC | 63,853 |
| | 鹿西小学校 | 1990 | RC | 40,285 |
| | 中能登中学校 | 2012 | RC | 134,938 |
| 子育て支援施設 | たんぼぼ保育園 | 2001 | W | 12,772 |
| | こすもす保育園 | 2002 | W | 23,389 |
| | あおば保育園 | 1998 | W | 21,107 |
| | つくし保育園 | 1999 | W | 24,936 |
| | さくら保育園 | 2003 | W | 19,604 |
| | とりや児童館 | 1999 | W | 2,086 |
| | かしま児童館 | 1982 | SRC | 3,215 |
| | ろくせい児童館 | 2004 | S | 3,972 |
| | とりや放課後児童クラブ | 1976 | RC | 19,528 |
| | かしま放課後児童クラブ | 1994 | S | 14,229 |
| 保健・福祉施設 | ろくせい放課後児童クラブ | 1990 | RC | 10,947 |
| | 保健センター「すくすく」 | 1998 | S | 2,441 |
| | 在宅複合施設「ほのぼの」 | 1998 | S | 23,272 |
| | ふれあい交流館「北部」 | 1985 | RC | 33 |
| | ふれあい交流館「喜楽館」 | 1979 | RC | 1,751 |
| | デイサービスセンター「ひまわり」 | 1985 | RC | 7,583 |
| | 老人ふれあいセンター | 1982 | RC | 1,679 |
| | 高齢者生きがいセンター | 1992 | S | 1,269 |
| | グループホーム「しあわせの里」 | 1982 | RC | 6,570 |
| | 行政系施設 | 中能登町役場鹿島庁舎（分館） | 1978 | RC |
| 公園 | 能登歴史公園 | 2003 | S | 6,455 |
| | 古墳公園とりや | 1998 | W | 11,830 |
| その他 | 坪川通学バス停留所 | 2006 | W | 600 |
| | 在江通学バス停留所 | 2006 | S | 1,200 |
| | 旧久江小学校 | 1986 | RC | 1,843 |

構造の表記は、次のとおりです。

| 表記 | 構造 | 表記 | 構造 | 表記 | 構造 |
|----|-----------|-----|-------------|----|-----|
| RC | 鉄筋コンクリート造 | SRC | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | S | 鉄骨造 |
| W | 木造 | CB | コンクリートブロック造 | | |

【公共建築物の減価償却率の推移】

固定資産台帳を整備した 2017 年度末時点と比較した減価償却率の推移は次のとおりです。

| | 2017 年度末 | 2022 年度末 | 2023 年度末 |
|----|----------|----------|----------|
| 建物 | 52.7% | 60.3% | 62.7% |

※減価償却率：建物の取得価額に対する減価償却累計額の割合によって算出される指標で、資産の老朽化に伴い数値が上昇します。（減価償却率の算出式＝建物及び建物附属設備の減価償却累計額÷取得価額）

現有の施設を今後も維持していくためには、建築物に係る費用だけでなく、運営に係るコストの縮減にも努めていく必要があります。本町の公共建築物では、耐用年数を超えた建物も多く、今後の更新（建替え）が必要と考えられます。

このため、更新するための費用と、更新後の減価償却費の増加が予測されます。

固定資産台帳整備後から 2022 年度までの公共建築物における主な工事（改修・建替え等）の実績（工事費 1,000 万円以上）は、以下のとおりです。

| 年度 | 施設区分 | 施設名 | 事業内容 | 金額(千円) |
|------|---------|---------------|--------------------------|---------|
| 2016 | 社会教育系施設 | カルチャーセンター飛翔 | 屋根防水改修工事 | 10,800 |
| | 学校教育系施設 | 鳥屋小学校 | 防災機能強化工事等 | 193,323 |
| | 学校教育系施設 | 鹿西小学校 | 防災機能強化工事 | 179,593 |
| | 下水道施設 | 鹿島中部クリーンセンター | 耐震補強工事等 | 39,112 |
| 2017 | 行政系施設 | 中能登町消防団鳥屋分団詰所 | 建設工事（建替え） | 16,044 |
| | 行政系施設 | 中能登町消防団滝尾分団詰所 | 建設工事（建替え） | 14,328 |
| | 下水道施設 | 鹿島中部クリーンセンター | 管理棟耐震補強工事等 | 129,150 |
| | 学校教育系施設 | 鹿西小学校 | 防災機能強化工事等 | 93,010 |
| | 町民文化系施設 | ラピア鹿島 | 「アイリスホール」 舞台照明設備改修工事等 | 167,030 |
| | 学校教育系施設 | 鳥屋小学校 | 防災機能強化工事等 | 100,202 |
| | 子育て支援施設 | かしま放課後児童クラブ | 移転建設工事 | 99,598 |
| 2018 | 公営住宅 | 町営川田住宅 | 撤去・建替え工事 | 126,846 |
| | 町民文化系施設 | ラピア鹿島 | 空調機器・設備更新工事等 | 76,773 |
| 2019 | 町民文化系施設 | ラピア鹿島 | ホール音響設備更新工事 | 38,541 |
| | 公園 | 不動滝 | トイレ改修工事等 | 17,658 |
| | 公営住宅 | 町営川田住宅 | 撤去・建替え工事 | 123,109 |
| 2020 | 行政系施設 | 行政サービス庁舎 | 整備工事 | 759,569 |
| | 社会教育系施設 | ラピア鹿島 | 町立図書館整備工事 | 45,628 |
| 2021 | 子育て支援施設 | とりや放課後児童クラブ | 解体・移転改修工事 | 68,013 |
| | 社会教育系施設 | ラピア鹿島(鹿島図書館) | 町立図書館整備工事等 | 63,933 |
| | スポレク施設 | 健康ハウス 憩 | LPG 特定供給設備改修工事等 | 31,945 |
| 2023 | 学校教育系施設 | 中能登中学校 | 施設更新工事 | 37,510 |
| | 町民文化系施設 | ラピア鹿島(鹿島公民館) | 非常用照明設備改修工事 | 15,461 |

3-2 公共建築物延床面積の近隣自治体との比較

2024年度末時点の本町の公共建築物の延床面積合計は139,485㎡であり、近隣自治体と比較すると、人口ひとりあたりの面積では、平均値より、やや低い値となっています。

| 団体 | 延床面積(㎡) ^{※①} | 人口(人) ^{※②} | ひとりあたり面積(㎡) |
|-----------|-----------------------|---------------------|-------------|
| 中能登町 | 139,485 | 16,380 | 8.5 |
| 羽咋市 | 126,737 | 19,434 | 6.5 |
| 宝達志水町 | 89,797 | 11,749 | 7.6 |
| 氷見市 | 238,311 | 41,729 | 5.7 |
| 志賀町 | 187,521 | 17,418 | 10.8 |
| 七尾市 | 410,820 | 45,995 | 8.9 |
| かほく市 | 187,940 | 36,230 | 5.2 |
| 川北町 | 57,990 | 6,047 | 9.6 |
| 内灘町 | 102,597 | 25,520 | 4.0 |
| 津幡町 | 143,249 | 37,484 | 3.8 |
| 穴水町 | 134,205 | 6,800 | 19.7 |
| 能登町 | 210,447 | 14,085 | 14.9 |
| 平均値(本町除く) | 171,783 | 23,863 | 8.8 |



※①：延床面積は各団体の「公共施設等総合管理計画」に記載された、水道や下水道等を除く公共建築物の合計面積

※②：人口は2025年4月末時点（各団体の住民登録数から引用）

3-3 公共建築物の将来の更新費用

固定資産台帳を基に、本町の公共建築物を保有するために必要な将来更新費用の試算を、以下の条件に基づき行いました。

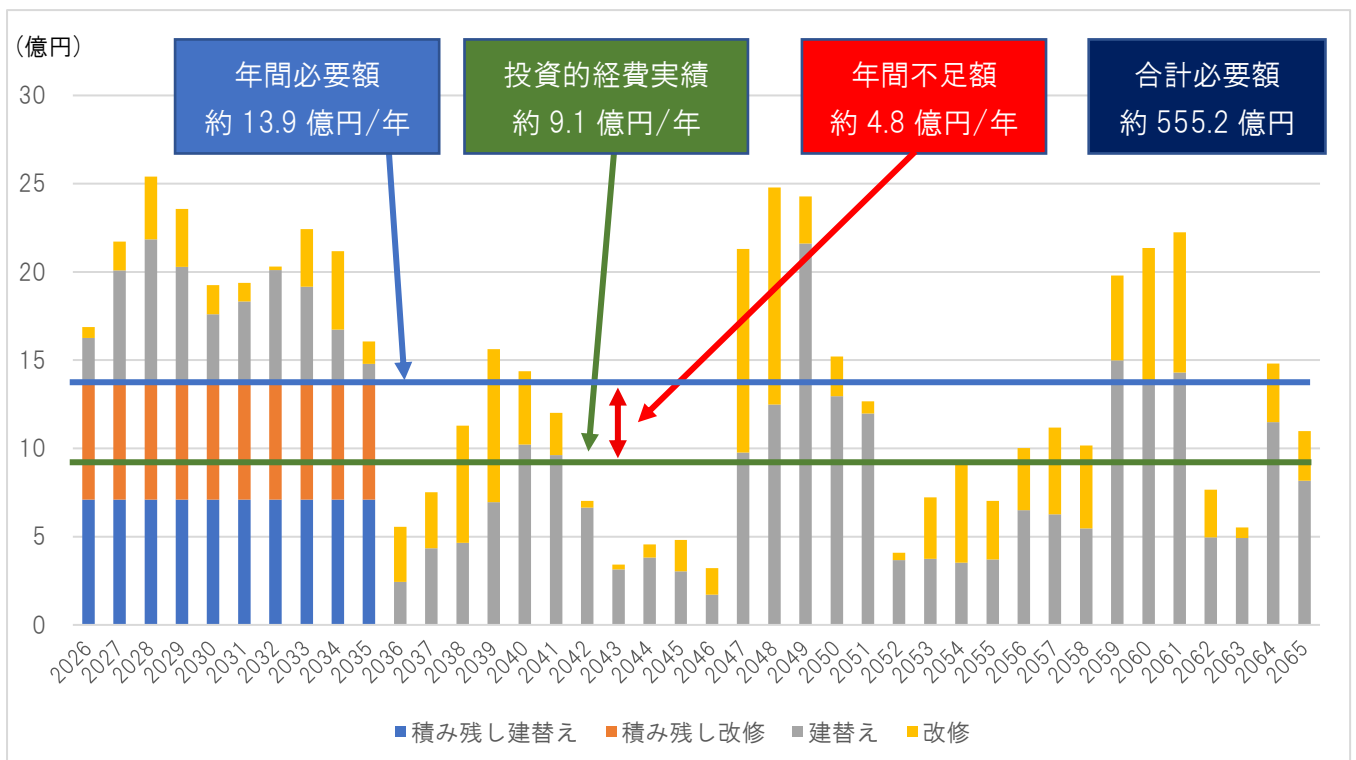
<試算条件>

総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」において、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化をはじめとする観点で固定資産台帳の活用が推奨されていることから、本町においても、公会計で整備している固定資産台帳を用いた本町独自の試算条件を下記のとおり設定して、将来更新費用の試算を行いました。

- ・耐用年数、取得金額は固定資産台帳記載のとおりとします。（法定耐用年数）
- ・耐用年数の半分経過時に修繕期間 2 年（金額は取得価額×0.57^{※③}）とします。
- ・積み残し^{※④}改修は修繕期間 10 年間、積み残し建替えは建替え期間 10 年間とします。
- ・建替えは、耐用年数満了時に建替え期間 3 年（金額は取得金額のまま）とします。

結果として、現在の公共建築物を保有する場合、本計画期間内では約 206.2 億円（約 20.6 億円/年）、2026 年から 2065 年までの 40 年間合計で約 555.2 億円（13.9 億円/年）が必要と想定されます。

過去 10 年間の投資的経費実績は約 9.1 億円のため、本計画期間内では毎年約 11.5 億円、40 年間平均では毎年約 4.8 億円が不足する見込みです。



※③：0.57=(一財)地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修と建替えの初期設定単価の差の平均値

※④：積み残しとは、試算時点で改修や建替え実施年数を既に経過し、改修・建替えされずに残されているケースです。なお、試算時に、償却率が85%以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、改修は行わずに耐用年数を迎える年度に建替えをするものとしています。一定時期に費用が集中することを避けるため、試算時より今後10年間で均等化することとします。

3-4 インフラ施設の状況

公共施設等の課題解決を実施していくためには、インフラ施設（道路・橋りょう・水道等）の保有についても、分析していく必要があります。インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っており、不可欠な施設と考えます。

次にインフラ施設の保有状況と推移は、以下のとおりです。

| 道路 | | 町道 | | |
|---------|-----------------------|------|------|-------|
| | | 1級 | 2級 | その他 |
| 2020年度末 | 道路延長(km) | 42.5 | 75.6 | 286.6 |
| | 面積(k m ²) | 0.3 | 0.6 | 1.6 |
| 2021年度末 | 道路延長(km) | 42.5 | 75.6 | 286.5 |
| | 面積(k m ²) | 0.3 | 0.6 | 1.6 |
| 2022年度末 | 道路延長(km) | 42.5 | 75.6 | 286.5 |
| | 面積(k m ²) | 0.3 | 0.6 | 1.6 |
| 2023年度末 | 道路延長(km) | 42.5 | 75.6 | 285.8 |
| | 面積(k m ²) | 0.3 | 0.6 | 1.5 |
| 2024年度末 | 道路延長(km) | 42.5 | 75.6 | 279.6 |
| | 面積(k m ²) | 0.3 | 0.6 | 1.5 |

| 橋りょう | | PC橋 | RC橋 | 鋼橋 |
|---------|---------------------|-------|-------|-----|
| 2020年度末 | 橋りょう数(橋) | 53 | 181 | 3 |
| | 延長(m) | 935 | 659 | 49 |
| | 面積(m ²) | 4,661 | 3,778 | 258 |
| 2021年度末 | 橋りょう数(橋) | 53 | 182 | 3 |
| | 延長(m) | 935 | 663 | 49 |
| | 面積(m ²) | 4,661 | 3,789 | 258 |
| 2022年度末 | 橋りょう数(橋) | 53 | 184 | 3 |
| | 延長(m) | 935 | 669 | 49 |
| | 面積(m ²) | 4,661 | 3,830 | 258 |
| 2023年度末 | 橋りょう数(橋) | 53 | 184 | 3 |
| | 延長(m) | 935 | 669 | 49 |
| | 面積(m ²) | 4,661 | 3,830 | 258 |
| 2024年度末 | 橋りょう数(橋) | 53 | 184 | 3 |
| | 延長(m) | 935 | 669 | 49 |
| | 面積(m ²) | 4,661 | 3,830 | 258 |

| 上水道 | | 導水管 | 送水管 | 配水管 |
|----------|-------|-------|-------|---------|
| 2020 年度末 | 延長(m) | 6,474 | 8,352 | 243,814 |
| 2021 年度末 | 延長(m) | 6,474 | 8,352 | 243,608 |
| 2022 年度末 | 延長(m) | 6,495 | 8,352 | 243,698 |
| 2023 年度末 | 延長(m) | 6,495 | 8,352 | 243,698 |
| 2024 年度末 | 延長(m) | 6,492 | 8,378 | 244,205 |

| 下水道 | | 下水道 | 農排 | 個別 | |
|----------|-------|---------|-------|---------|----|
| 2020 年度末 | 延長(m) | 255,747 | 2,753 | 浄化槽 (基) | 36 |
| 2021 年度末 | 延長(m) | 255,747 | 2,753 | 浄化槽 (基) | 36 |
| 2022 年度末 | 延長(m) | 256,016 | 2,753 | 浄化槽 (基) | 36 |
| 2023 年度末 | 延長(m) | 256,016 | 2,753 | 浄化槽 (基) | 36 |
| 2024 年度末 | 延長(m) | 256,016 | 2,753 | 浄化槽 (基) | 35 |

【主なインフラ施設の減価償却率の推移】

固定資産台帳を整備した 2017 年度末時点と比較した減価償却率の推移は次のとおりです。

| | 2017 年度末 | 2022 年度末 | 2023 年度末 |
|----------|----------|----------|----------|
| 町道 | 2.4% | 34.5% | 43.4% |
| 橋りょう | 47.2% | 55.7% | 57.4% |
| 公園 | 88.9% | 92.7% | 93.4% |
| 上水道 (建物) | 13.7% | 18.8% | 20.6% |
| 下水道 (建物) | 21.0% | 32.5% | 34.0% |

※上水道、下水道は公営企業法適用の関係により、法適用後の台帳からの算出

3-5 インフラ施設の将来の更新費用

インフラ施設の更新費用も、公共建築物と同様に総務省の推奨のとおり固定資産台帳を活用し、本町独自の試算条件を下記のとおり設定して、将来更新費用の試算を行いました。

◆道路（舗装）

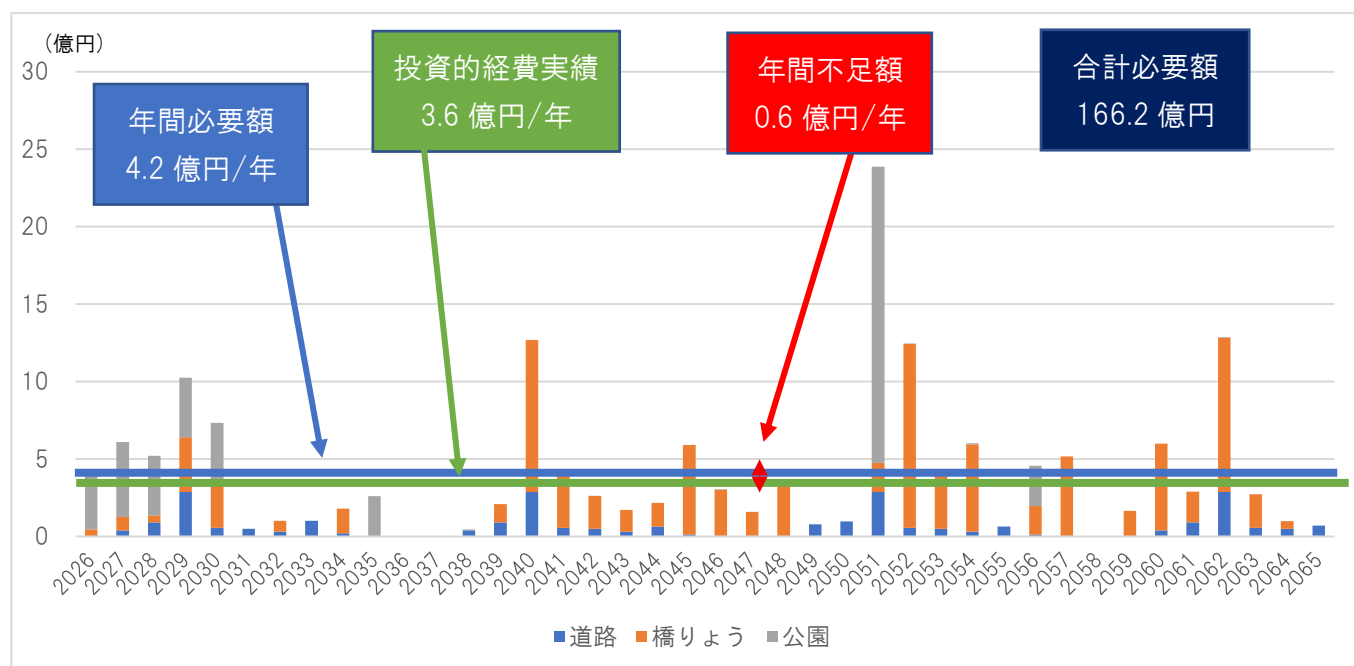
- ・試算時点で耐用年数を迎えている資産は、今後10年毎均等に工事することとします。
- ・固定資産台帳記載の金額、耐用年数で更新することとします。

◆橋りょう、公園

- ・全資産を、記載された耐用年数経過時に、取得価額と同額で更新することとします。
- ・費用の集中を避けるため、試算時に、既に耐用年数を迎えている資産は、今後5年間で均等に工事することとします。

結果として、現在のインフラ施設を保有する場合、本計画期間内では約40.1億円（約4.0億円/年）、2026年からの2065年までの40年間合計で約166.2億円（約4.2億円/年）の更新費用が必要と想定されます。過去5年間の道路と橋りょうの投資的経費実績額は3.6億円のため、本計画期間内では毎年約0.4億円、40年間平均では毎年0.6億円が不足する見込みです。

また、道路は固定資産台帳に舗装として登録された資産だけを対象とした試算となり、全ての資産が精緻に登録されているわけではないのが本町の固定資産台帳の課題のため、実際には、試算結果以上の費用が必要となることが予測されます。



| 種別 | 道路 | 橋りょう | 公園 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 計画期間内の合計必要額 | 25.7 億円 | 95.8 億円 | 44.7 億円 |
| 必要年額 | 0.6 億円 | 2.4 億円 | 1.1 億円 |
| 過去5年の投資的経費平均額 | 2.87 億円 | 0.76 億円 | -※⑤ |

※⑤：公園のみの投資的経費平均額の算出は無し

4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

4-1 公共建築物長寿命化による建替え年数の延長

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

本章 3-3 及び 3-5 では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の 4 つに分類されます。

| | |
|---------|--|
| 物理的耐用年数 | 公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数 |
| 経済的耐用年数 | 継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数 |
| 法定耐用年数 | 固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 (固定資産台帳で採用) |
| 機能的耐用年数 | 使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数 |

上記のうち、物理的耐用年数が、その他の耐用年数より長くなるのが一般的ですが、固定資産台帳では法定耐用年数を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 3-3 及び 3-5 です。

近年は、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物やその部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が一般的となっています。

本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図る取組を実践しています。

(2) 長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、法定耐用年数を採用しています。本章 3-3 及び 3-5 の試算結果は、法定耐用年数が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とその結果に伴う修繕を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用しています。また、公共建築物は、法定耐用年数を超える前に改修することで、実際に使用できる期間の延伸が可能と考えられます。このことから、長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用可能と仮定して試算します。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次のとおり考察します。

| 公共建築物の構造 | | 公共建築物の耐久計画における耐用年数 | 耐用年数 (上限値) | 耐用年数 (平均値) |
|----------|------------|--------------------|---------------|---------------|
| SRC 造 | 高品質 | 80～120 年 | 120 年 | 100 年 |
| RC 造 | 普通品質 | 50～80 年 | 80 年 | 65 年 |
| S 造 | 重量鉄骨（普通品質） | 50～80 年 | 80 年 | 65 年 |
| | 軽量鉄骨造 | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |
| CB 造 | | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |
| 木造 | | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |

※SRC 造・RC 造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります。

上記で示すとおり、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替え年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建設から建替えまでに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設用途の変更が考えられること等から、耐用年数は、上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できる値として、普通品質及び平均値を採用します。

この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数と同じ値であります。

（３）公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

長寿命化対策を行う場合の将来更新費用試算と効果額の算出を行いました。算出の条件として、以下を設定し、耐用年数については、(2)の考え方にに基づき、下表のとおりとしました。

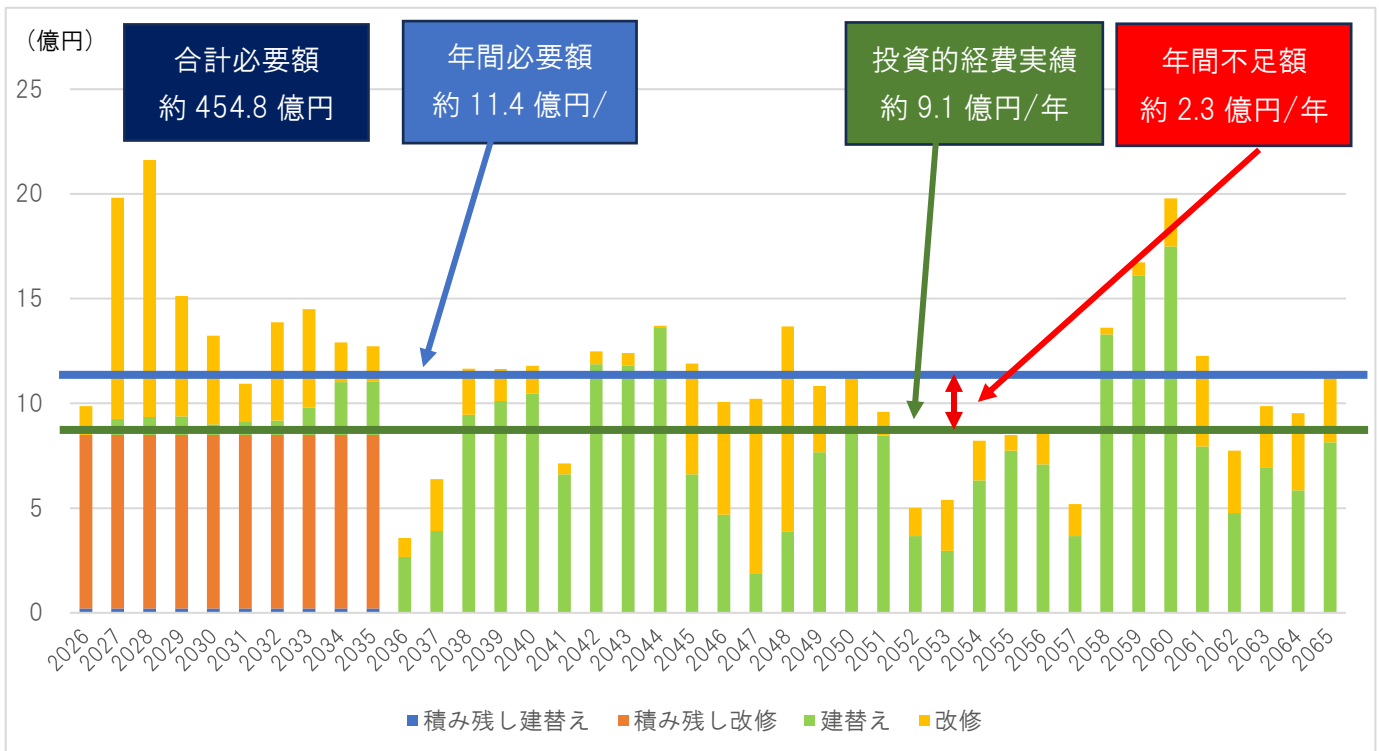
＜試算条件＞

- ① 耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替え
- ② 耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約 6 割の額で改修

| 構造 | 耐用年数（平均値） |
|-------------------|-----------|
| RC 造（鉄筋コンクリート） | 65 |
| SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート） | 65 |
| S 造（鉄骨コンクリート造含む） | 52※⑥ |
| 木造 | 40 |
| その他 | 40 |
| 附属設備 | 20 |

※⑥：普通品質の平均値（65 年）と軽量鉄骨造（40 年）の平均値

これらの条件により、試算した結果、長寿命化対策を行う場合の公共建築物の将来必要額は、以下のとおりとなりました。



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、本計画期間内では約 144.6 億円（約 14.5 億円/年）、2026 年から 2065 年までの 40 年間合計で、約 454.8 億円（約 11.4 億円/年）となります。

本章 3-3 で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 555.2 億円（約 13.9 億円/年）だったため、長寿命化により、将来必要額は抑えられることとなりますが、投資的経費の既往実績額（過去 10 年間平均）が約 9.1 億円/年に対して必要な金額は、本計画期間内では約 14.5 億円となるため毎年約 5.4 億円、40 年間平均では毎年約 2.3 億円が不足する試算で、長寿命化対策を実施しても、全施設保有のための費用を賄うことができない予測です。

この試算では、各資産の取得時の価額を用いていますが、近年は物価及び建築資材等の上昇に伴い、建築費が高騰しており、取得時の価額で同じ資産を、全く同じく更新することは非常に難しいと考えています。また、固定資産台帳に、取得価額 1 円で登録されている資産があることをはじめ、固定資産台帳が精緻な状態ではない可能性があるため、実際には、試算結果以上の金額が必要となる想定をしています。

4-2 インフラ施設長寿命化による更新年数の延長

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

インフラ施設についても、法定耐用年数が採用されています。インフラ施設は、住民の生活に密接に関わる施設が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、本章4-1-(1)で示したように、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長くインフラ施設を使用できるよう、適切な維持管理の対策を図っていく必要があると考えます。

(2) 長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ施設も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

① 道路（舗装）

本町では、舗装路面は、法定耐用年数10年のアスファルトか、15年のコンクリートのいずれかです。

今回の試算においては、「道路設計要領（中部地方整備局 第6章）」における、一般国道の設計期間に基づき、舗装路面の耐用年数を20年と設定することとします。

② 橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、全て60年です。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究（国土交通省 国土技術政策総合研究所）」で示されている内容を踏まえ、また、「中能登町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の1.5倍は使用可能と判断し、試算することとします。（その間、適切な維持管理を行うことを前提としますが、維持管理に必要となる点検費用等は試算結果に含まないこととします。）

③ 公園

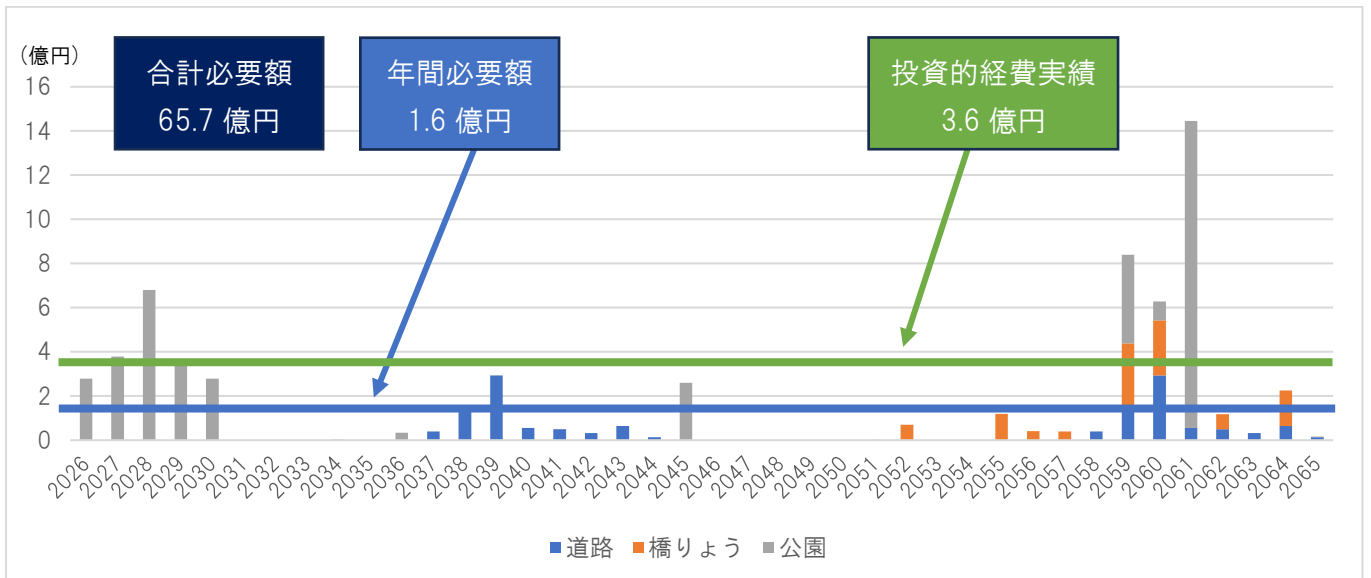
公園は、固定資産台帳では資産別に耐用年数が設定されており、10年～20年です。

今回の試算においては、国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」の記載を参考に、同指針の「使用見込み期間」を長寿命化した場合の使用年数、「制限処分期間」を耐用年数、同指針が示す「事後保全型における使用見込み期間」を採用することとし、使用可能年数（長寿命化する場合の耐用年数）を、下記のように設定します。

| 分類 | 使用可能年数 |
|-----------------------|-------------|
| 処分制限期間が20年未満の施設 | 処分制限期間の2倍 |
| 処分制限期間が20年以上～40年未満の施設 | 処分制限期間の1.5倍 |
| 処分制限期間が40年以上の施設 | 処分制限期間の1倍 |

(3) 長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

長寿命化対策を行う場合のインフラ施設の将来の更新費用試算は、以下のとおりとなりました。



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、本計画期間内では約 19.8 億円（約 2.0 億円/年）、2026 年から 2065 年までの 40 年間合計で、約 65.7 億円（約 1.6 億円/年）となります。

本章 3-5 で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 166.2 億円（約 4.2 億円/年）だったため、長寿命化により将来の更新費用は大きく抑えられることとなります。

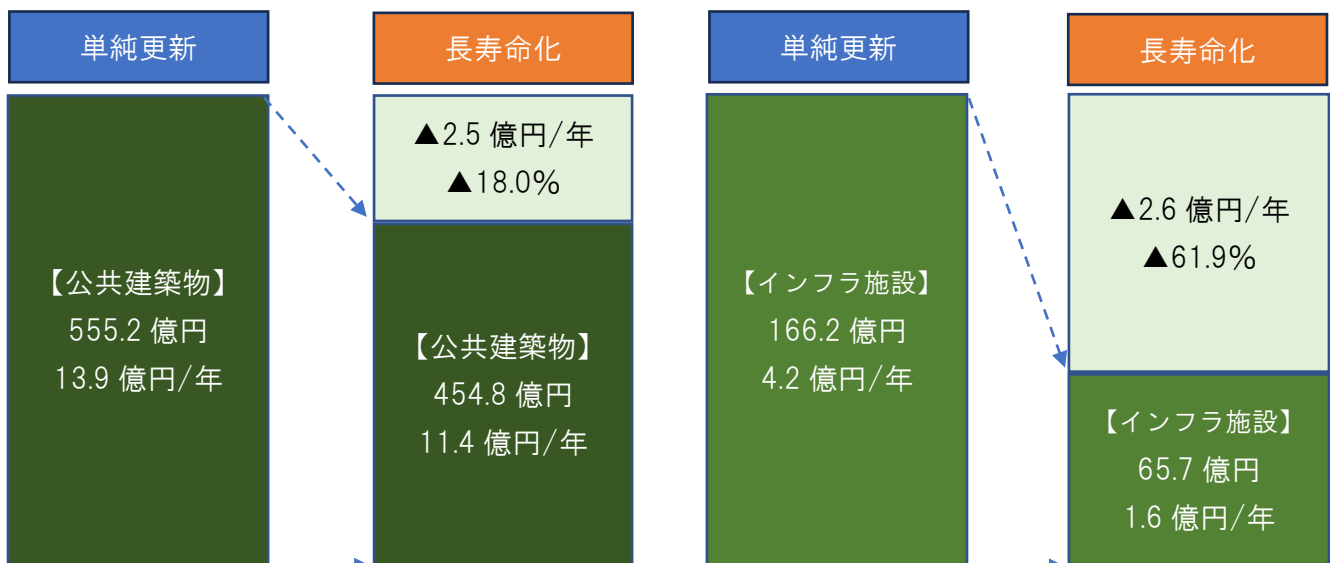
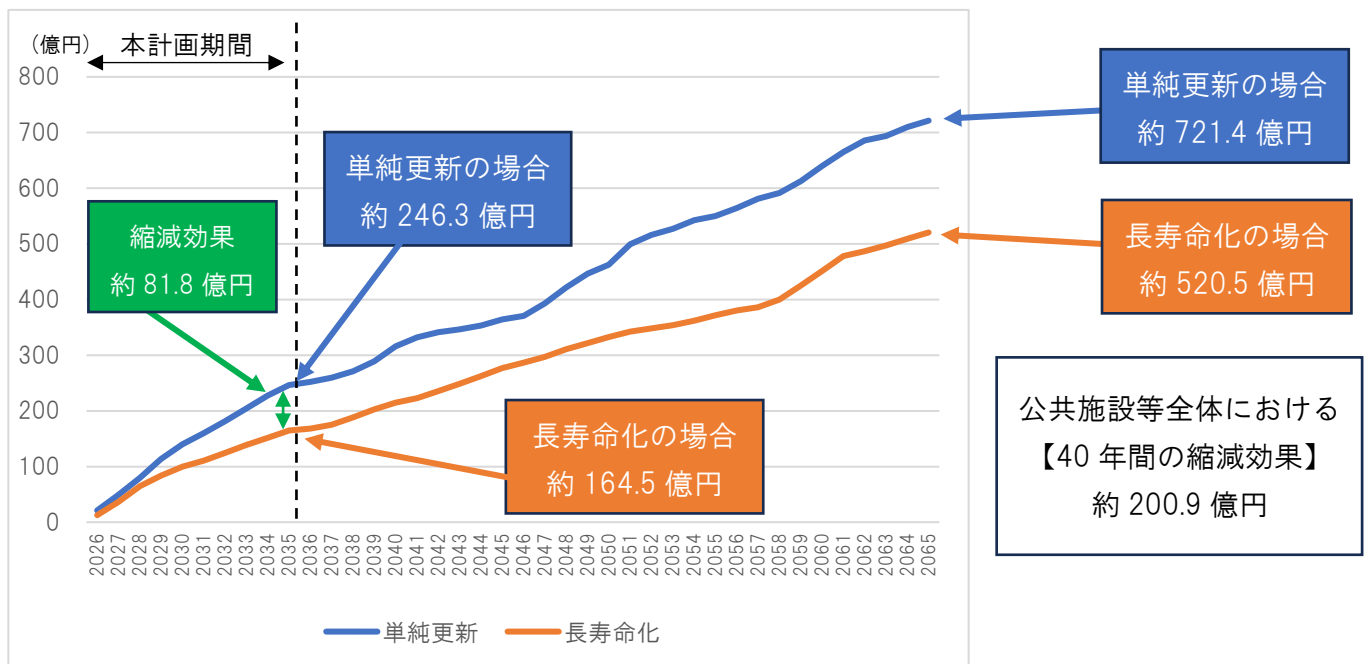
道路と橋りょうの過去 5 年間の投資的経費実績は約 3.6 億円のため、試算上では費用を賄えることにはなりますが、本章 3-5 でも記したように、道路は固定資産台帳に舗装として登録された資産だけを対象とした試算であることから、実際には、試算結果以上の費用が必要となることが予測されます。

(4) 対策の効果額

長寿命化対策による効果額は以下のとおりです。

「単純更新」とは、本章 3-3 及び 3-5 で示したように、固定資産台帳の耐用年数経過時に更新する場合の試算で、「長寿命化」とは、本章 4-1-(3)及び 4-2-(3)で示したように、長寿命化対策を行った場合の試算結果です。

長寿命化対策を行うことで、本計画期間内では公共建築物では約 61.5 億円、インフラ施設では約 20.3 億円、本町の公共施設等全体で約 81.8 億円、2026 年度～2065 年度の 40 年間では公共建築物では約 100.4 億円、インフラ施設では約 100.5 億円、本町公共施設等全体では約 200.9 億円の縮減効果が予想されます。



5. 公共施設等に係る課題

5-1 資産削減目標率の設定

本町の人口は、人口ビジョンの推計によると、今後、減少する予測となっています。また、人口減少に伴って税収の減少も予測されています。

本章での試算では、公共建築物もインフラ施設も、単純更新の場合には過去の投資的経費実績よりも、将来の更新のための必要額が多くなる結果となりました。この結果を受けて、本町では資産を削減していく必要があると考え、人口動向と財政の2つの視点から、公共建築物の削減目標を計算し、設定します。

なお、インフラ資産については、削減の必要性が試算では見て取れますが、町民の生活に直結する分野のため、本計画内での削減目標は立てないこととします。

A：人口動向の視点

将来の適切な施設規模となるよう、本町の公共施設全体の方針を定める本計画においては、人口動向面からの施設削減率の設定が重要と考えます。

各年の人口数値は、本章1-1の数値を活用して、人口減少率を算出し、その同程度を資産削減目標率と考えることとします。

人口動向面から試算する、試算削減目標率は、次のとおりです。

| 年 | 人口 | 5年減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2015年 | 17,571 | |
| 2020年 | 16,540 | 5.9% |
| 2025年 | 15,258 | 7.8% |
| 2030年 | 14,296 | 6.3% |
| 2035年 | 13,594 | 4.9% |

本計画の対象期間である、2026年から2035年の10年間の資産削減率を算出するために、第1次計画を策定した2017年に近い2015年と2025年の10年間と、本計画の対象期間を含む2025年と2035年の10年間の、人口減少率をそれぞれ算出し、その平均値を採用することとします。

| 年 | 人口 | 減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2015年 | 17,571 | |
| 2025年 | 15,258 | 13.2% |

| 年 | 人口 | 減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2025年 | 15,258 | |
| 2035年 | 13,594 | 10.9% |



本計画期間内の
施設削減目標率：12.1%

B：財政面

本章 3-3 で試算した将来必要額と、本町がこれまで公共施設に投じてきた投資的経費の実績値を比較することで、資産の削減率を算出します。

13.9 億円（公共建築物を維持するための将来必要年額） — 9.1 億円（投資的経費の実績平均年額）

13.9 億円（公共建築物を維持するための将来必要年額）



本計画期間内の施設削減目標率：8.6%

$((13.9-9.1) \div 13.9=34.5(40 \text{ 年間の削減率}) \times 10/40)$

A、B の算出結果を踏まえ、本町の公共建築物延床面積を本計画期間内に 10%削減することを目標とします。

※10%削減目安

延床面積換算：139,485 m²（本章 3-1 2024 年度末時点の本町公共建築物保有量）×10%=13,949 m²

コスト換算：206.2 億円（本章 3-3 本計画期間内の公共建築物更新費用）×10%=20.6 億円

なお、第 1 次本計画（2016 年度～2025 年度）では、施設総量を 25%削減することを目標としてきましたが、2024 年度末時点での目標の達成状況は次のとおりです。

| | 延床面積 (m ²) | 2015 年度末との比較 | |
|----------|---------------------------|------------------------|-------|
| | | 増減面積 (m ²) | 削減達成率 |
| 2015 年度末 | 157,760 | | |
| 2019 年度末 | 145,124 | ▲ 12,636 | 8.0% |
| 2024 年度末 | 144,769 ^{※⑦} | ▲ 12,991 | 8.2% |

表で示すように、第 1 次本計画で目標とした 25%削減という目標に対して、2024 年度末時点での達成率は 8.2%となっており、目標に達することができていない状況です。

この主な理由として、施設ごとの整備等方針を具体的に定める「個別整備計画」について、概ね策定されてはいるところですが、部署横断的な認識共有及び合意形成がなされておらず、実行性に欠ける部分があったことが挙げられます。そのほか、「令和 6 年能登半島地震」により、組織全体として災害対応を優先的に実施せざるを得ない状況が続いたことも、計画通り事業が進捗しなかったひとつの要因と言えます。

第 2 次本計画では、この反省を踏まえて、個々の施設における利用実態や、老朽化状況、また点検や修繕等の履歴、将来的な更新計画などの基礎情報を、全庁的に共有・ストックするとともに、これらの基礎情報を基に個別整備計画をゼロベースで見直すことで、各施設の中長期的な方針を見える化し、目標達成に向けた取組みを全庁的に推進していく体制を構築します。

また、策定した個別整備計画については、予算編成過程において、予算要求の裏付け資料とすることで、取組みをより実行性のあるものとします。

※⑦：過去の積算内訳と揃えるため、本章 3-1 で示した面積 139,485 m²に供給処理施設 5,284 m²を加えています。

5-2 公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応

本章 2 で示したように、本町の歳入状況を見ると、町税が横ばいである一方、歳出を見ると、人件費、扶助費、物件費等が増加傾向です。今後、人口が減少していく中で、歳入である町税の減少が予測され、近年の物価、建築資材費、人件費等の上昇は今後も継続していくと予測されるため、公共施設の維持に充てられる費用は減少していくことが予測されます。

また本町においては、公共施設の大規模改修などを考慮せずとも、既に財政調整基金の取崩しが続いていることから、今後の財政運営においても予断を許さない状況です。

このような中、公共施設等の老朽化は着実に進み、多くの費用が必要となることが試算結果から判明しました。また、長寿命化の対策を行うことで、財政的な負担を抑えることができることは分かりました。

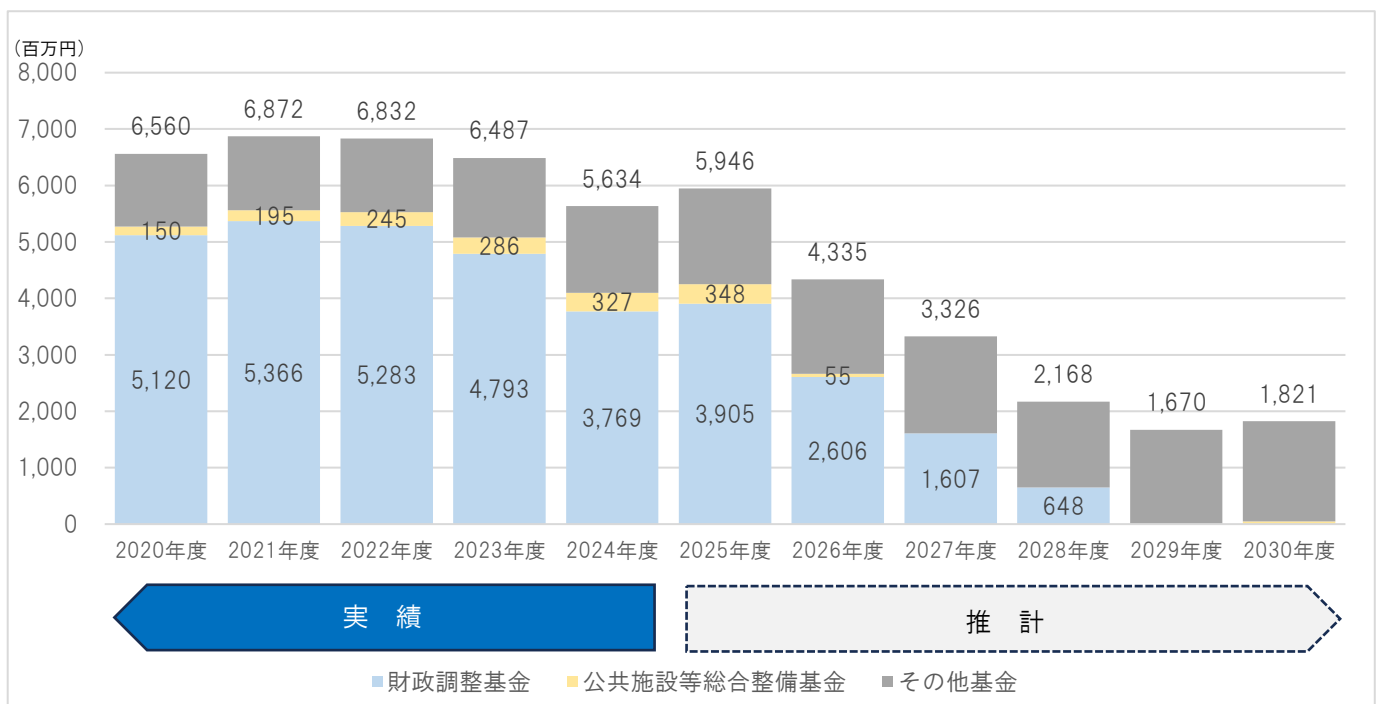
ただし、建築資材等の高騰や、試算時の固定資産台帳の正確性に欠けていること等により試算結果以上の金額が必要になることは予測されるほか、上水道や下水道等の公営企業会計資産についても維持していく必要があり、将来にわたり、現在の公共施設等、特にインフラ施設を保持し続けるためには、その維持や保全に係る支出を賄える財源の確保策（使用・利用料の徴収や値上げ、維持管理経費節減に向けた町民参加の取組制度創設等）は必要です。

本町では、現在の投資的経費を将来に渡って維持することは困難と想定されるため、2030 年度までを対象とする「充当可能財源(基金)残高推移表」の推計により、公共施設等の維持管理に充当可能な財源の見込みを把握します。ただし、推計にあたっては、本町における今後の人口推計をはじめとする簡略的な推計であるため、近年の物価上昇や今後の税制改正や人員配置の変更等は考慮していません。

(1) 基金の見込み

基金の中でも、公共施設の維持費等に充当できる基金として「財政調整基金」「公共施設等総合整備基金」の残高推移予測は次のとおりです。

なお、本推計は令和 8 年度当初予算をベースに、計画策定時点で想定される財政需要等を可能な限り反映した指標ですが、今後の財政健全化に資する取組による影響は一切考慮していない自然推計です。



本章 3-3 で試算したとおり、本計画期間内に公共建築物の維持に必要な費用は毎年約 20.6 億円の見込みです。

それに対する 2026 年度以降の充当可能財源を見ていくと、次のようになると考えます。

| 年度 | 公共建築物維持に必要な金額(億円) | 投資的経費(億円) | 基金合計(億円) | 基金残額(億円) |
|------|-------------------|-----------|----------|----------|
| 2026 | 20.6 | 9.1 | 26.6 | 15.1 |
| 2027 | 20.6 | 9.1 | 16.1 | 4.6 |
| 2028 | 20.6 | 9.1 | 6.5 | ▲ 5.0 |
| 2029 | 20.6 | 9.1 | 0 | ▲ 11.5 |
| 2030 | 20.6 | 9.1 | 0.5 | ▲ 11.0 |

本町が、これまで公共建築物の建築や改修等に支出した投資的経費の過去 10 年の実績値は約 9.1 億円/年のため、2026 年度以降も同額と仮定します。次に、公共建築物の保全等に充当可能な財源である基金（財政調整基金、公共施設等総合整備基金）を全額、公共建築物維持に費やしたものと仮定します。

公共建築物の維持には 2026 年度から 2035 年度までは、毎年約 20.6 億円が必要となる予測のため、投資的経費の実績値（約 9.1 億円/年）に対し、不足する費用に基金合計額を充当可能財源として充当していけば、本計画期間内である 2028 年度には、約 5.0 億円の財源が不足する予測です。

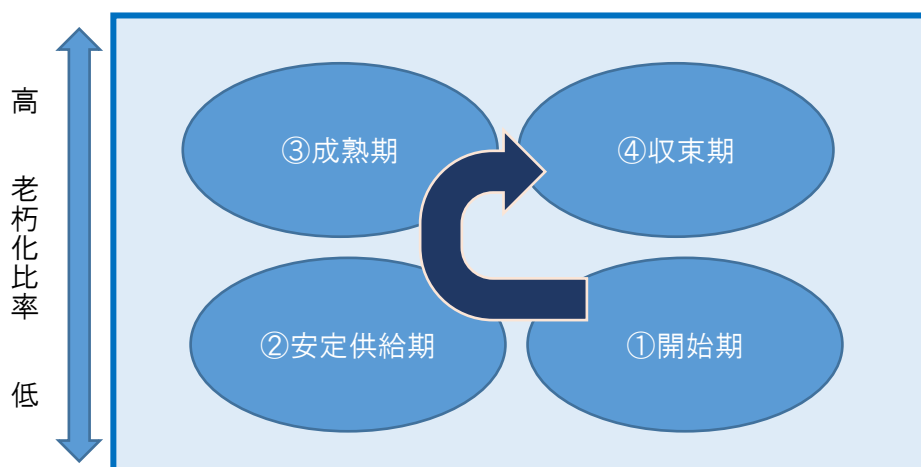
また、基金のうち、とりわけ財政調整基金は、公共建築物の保全のみならず本町の運営に幅広く充当する目的の基金のため、公共建築物のためだけに充当できる財源ではないことを考えても、公共建築物の維持や保全は非常に難しく、施設の削減やコスト圧縮が不可避であると考えています。

今後、財政運営の健全化と公共施設の維持を両立させていくためには、単なる施設の廃止に留まらず、集約化及び複合化など、施設運営の合理化と除却をうまく組み合わせることで、地方債（公共施設等適正管理推進事業債）の発行により、交付税措置が見込まれることから、基金に代わる財源として、検討の余地があると言えます。

施設の廃止（除却）、統廃合など、それぞれの施設における対策方法に応じて、基金と地方債を使い分けることで、可能な限り財政負担の軽減を図りながら施設の維持・保全を行っていく視点が求められます。

5-3 老朽化対策への対応

本章 3-1 で示したように、本町の公共建築物の減価償却率（老朽化率）は、60%を超えてきています。償却状況と運営コストの観点から、建物のライフサイクルを考察すると、下図のように考えられます。



| No. | 分類 | 説明 | 対策等 |
|-----|-------|-------------------|---|
| ① | 開始期 | 耐用年数の 0～1/4 が経過 | 施設を「最大限」活用するための検討が必要 |
| ② | 安定供給期 | 耐用年数の 1/4～2/4 が経過 | 施設を「効率的」に活用するための方策が必要 |
| ③ | 成熟期 | 耐用年数の 2/4～3/4 が経過 | 大規模改修や建替に向けた検討段階。活用状況の把握や財政確保の可能性を見極めたうえでの検討が必要 |
| ④ | 収束期 | 耐用年数の 3/4～4/4 が経過 | 大規模改修を実施もしくは、建替に向け、早急な判断が必要。財源確保も既に把握が必要な時期 |

老朽化率 60%超は、③成熟期にあたります。その建物を改修して使い続けるのか、建替えるのか、除却するのか等を見極め、維持する場合の財源確保の可否等の見極めや検討が必要な時期にきています。

本町の公共建築物全体の平均で 60%を超えたので、施設分類を問わず、残す施設、改修する施設、除却する施設等の分類で本町の公共建築物全体の見極めをしていかねばなりません。

5-4 耐震化への対応

本町の公共建築物のうち、地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される「多数の者が利用する建築物等」の耐震化状況として、2019 年度末時点で耐震化率は 82.5%です。「多数の者が利用する建築物等」のうち公共施設について、全 40 棟のうち 33 棟は耐震性ありですが、残り 7 棟（学校、体育館等）は未実施です。

石川県は 2025 年度末時点で耐震化率の目標値を 95%（民間施設含む）としており、本町では 2029 年度末時点で 90%という目標を達するように、残り 7 棟のうち 3 棟以上の耐震化工事が必要です。

5-5 固定資産台帳の精緻化と財務書類の活用

本章では、固定資産台帳を活用した将来必要額の試算を行いました。本町固有のデータでの試算のため、信憑性の高い試算結果であると考えますが、一部では情報が不足していることが判明したため、より精緻な将来必要額を把握するためには、今後、台帳に登録されている各資産の情報の精緻化を進めていく必要があります。

地方公会計制度の一環で整備している固定資産台帳は、本町全体の施設マネジメントに活用できる情報源となるため、今後、より一層、各施設担当課の意識を高め、業務の精度を上げて情報の充実を図り、一元管理された固定資産台帳を活用した施設マネジメントを行うとともに、施設の改修や建替え等に当たっての優先順位設定や全体方針との調整等、全庁で統一した推進体制ならびに、状況に応じた見直しが可能となる体制を構築します。

また、コスト縮減のための現状把握や対策検討、実効策の結果確認等のために施設別セグメント分析を行う、公会計で作成する財務書類も活用するなどして、減価償却費も含めた施設運営に係るトータルコストの把握やシミュレーション等、多角的かつ、正確なデータを活用することで、施設の適切な維持管理運営に当たることとします。

第2章 公共施設等に関する基本方針

1. 全庁的な取組体制の構築方針

本計画の対象は、小規模施設、文化財、公営企業会計施設等を除く、本町が保有する公共施設等であることから、全庁的な体制で取組を推進していくために、企画部門、財政部門、管財部門と公共施設等を実際に管理している所管部門が連携しながら、公共施設等の点検や修繕履歴の蓄積や分析などの施設情報の管理と共有化、本計画の進捗管理を行います。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、建築物の機能や性能を適切に保つために、建築物や設備機器の異常・劣化等の状態を調査することであり、不具合が大きなトラブルにつながる前に必要に応じた対応措置を行い、施設を適正に維持管理していくための重要な作業のひとつです。

したがって、法律や国の技術基準等に準拠し、既存の長寿命化計画に照らし合わせて、専門的見地から適正に調査、点検及び診断を実施します。

また、法令に定められた点検はもとより、日常的に施設の不具合等に気を配り、早期発見に努めるため、データを集積、記録して残しておくことが重要です。

そこで、調査、点検及び診断した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、管理する仕組みを構築し、実行します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

適切な点検や診断の実施により、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う、事後的管理ではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を可能とすることに加え、環境負荷の低減や将来的な事業費の平準化等ライフサイクルコスト（建築物や土木構造物における企画・設計から建設・運用した後、解体に至るまでの期間に必要とされる総費用）の低減に留意することが重要です。

そのため、公共施設等の健全性を確認し、良好な建物は長期に使用するため、特に重要な部位（屋根・屋上・外壁）は点検・診断に基づき早期の劣化対策を実施するなど、施設別に検討を進めていきます。

また、公共建築物の利用率向上のために、町民や地域団体に施設の維持管理を促す手法や仕組みの検討を進めるほか、まだ利用可能な施設のうち建物の耐用年数に余裕があり、安全が確保された施設については地域団体や民間事業者への譲渡や貸付を行うこと、公共建築物の適切な施設運営とコスト縮減策として、指定管理者制度や複数施設の一元管理業務委託の導入、PPP/PFI（公民連携）の導入も検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難所としても活用されるため、耐震化を着実かつ計画的に実施しており、耐震化が完了していない一部の建築物については、「中能登町耐震改修促進計画」に基づき、改修時期等を踏まえ順次対応していきます。

インフラ施設については、市民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断し、引き続き耐震化、強じん化を推進します。

また、公共施設等に限らず、住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、「中能登町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、今後も、町内の住宅の耐震化を強く推進しています。

(5) 長寿命化の実施方針

予防保全の実施により、施設の長寿命化が図れる一方で、施工当時、公共施設等に求められていたニーズが変化してきていることも事実です。全ての施設を単に長寿命化するのではなく、その施設を利用して提供されているサービスが将来にわたって必要なものであるか、その規模は変化していないかなど、サービス面からも検証し、現在のニーズに適合する計画的な長寿命化の実施を検討します。

なお、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、本計画の内容を踏まえつつ、当該計画に則り、長寿命化を推進していきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」等に基づき、新たに公共施設等を整備する場合や、既存施設の改修工事等を実施する際には、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

（7）脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、本町では「中能登町地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」）を2025年3月に策定し、2050年度を目標年に見据え、脱炭素社会実現に向けた取組をはじめました。

「実行計画」では、温室効果ガス排出量を2016年度との比較で、2030年には55%の削減を目標とするため、公共建築物における取組としては、「実行計画」と連動して推進することを方針とします。

温室効果ガス削減目標を達成し、脱炭素社会を実現するための具体的な取組として、「道の駅織姫の里なかのと」「中能登中学校」のように、公共施設に再生可能エネルギーの導入を推進し2030年には今後、改修予定のあるすべての施設へ太陽光発電の導入を目指します。

省エネルギー化の推進として、今後は町有施設の包括的なLED化を進め、スケールメリットを活かした効率的な導入を目指します。また、供給処理施設なども利用者へのサービスの維持・向上も考慮しつつ、施設の統廃合なども含め、省エネ化を検討します。

施設の新築や改築を行う際には環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備すること、照明設備のLED化、省エネ性能に優れた機器等の導入など、公共施設等における脱炭素化に向けた取組を、今後も推進します。

（8）統合や廃止の推進方針

原則として新規施設の建設は行わないこととし、未利用施設や既存施設の有効活用の徹底により対応します。また、広域連携視点に基づき、近隣市町とのパートナーシップや共同運用の導入により、各団体の施設の設置や利用状況を踏まえ、共同による利用・活用を検討します。なお、やむを得ず、新規での建設が必要な場合には、他施設の統廃合や同等（同種）施設の縮減により、全体量を増やさないように配慮します。

今後の施設マネジメントにおける財政負担低減と財源確保のために、現在、未利用となっている資産（土地・建物等）に加え、今後、施設の統廃合や廃止に伴い不要となる資産の売却を図り、不必要な維持管理コスト等の圧縮を行います。

（9）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から、施設類型別財務書類の作成や指標分析等を行い、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。また、減価償却費等を含む公共施設等の総コストや資産額を把握し、適切な資産管理への活用を行います。

第3章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本方針

将来の人口動態や、施設の利用・コスト・老朽化の状況等、公共施設等に関わる様々な状況を踏まえ、適切な規模での施設管理を意識した取組とするため、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるよう、全庁を挙げて取り組んでいきます。

第1章-5で示したように、本町では施設削減の必要性があることを踏まえ、ここでは、施設類型ごとに、管理に関する基本方針を定めます。

| 施設類型 | 施設名 |
|--|----------------------------|
| 行政系施設（1）行政施設 | 旧役場鹿島庁舎（車庫・倉庫） |
| | 旧役場鹿島庁舎（分館） |
| | 役場総務庁舎 |
| | 役場総務庁舎（旧鳥屋町役場倉庫） |
| | 役場行政サービス庁舎（旧鹿西中学校） |
| | 役場行政サービス庁舎・倉庫（旧鹿西学校給食センター） |
| | 社会福祉センター |
| 基本的方針 | |
| <p>【役場総務庁舎（倉庫含む）】</p> <p>役場に必要とされる機能について再検討するとともに、分庁舎方式を維持した場合と施設集約を伴う庁舎再編を行った場合での費用面や町民の利便性等の検証を行う等、再編のあり方を検討し、配置の最適化及び行政サービスの効率化を図ります。</p> <p>検討を踏まえ得られた各施設の利用等方針に基づき、今後も活用する建物については、事前の点検により改修の時期を見極め、計画的に更新等を実施していくこととし、利用廃止を見込む施設については、期限を設定し、利用実態や財政状況を考慮しつつ、除却や民間譲渡・貸与等を検討していきます。</p> <p>【役場行政サービス庁舎（倉庫含む）】</p> <p>将来的な庁舎統廃合を見据えた適切な維持管理を実施していきます。仮に他庁舎を集約するとなれば、部屋数や駐車場の不足など想定される課題が多くあることから、「旧保健センターろくせい」など周辺施設の利活用を含めて検討を進める必要があります。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|---------------|
| 行政系施設（2）消防施設 | 中能登消防署 |
| | 中能登町消防団越路分団詰所 |
| | 中能登町消防団滝尾分団詰所 |
| | 中能登町消防団御祖分団詰所 |
| | 中能登町消防団鳥屋分団詰所 |
| | 中能登町消防団鹿西分団詰所 |
| 基本的方針 | |
| <p>中能登消防署については、町内唯一の消防署であり、今後も改築等を行い継続して使用していきます。また、消防団詰所については、町内5分団の施設があり、各分団の活動拠点として使用していることから、今後も改築等を行い継続して使用することとします。</p> <p>うち鹿西分団詰所については、所在する敷地内の施設除却に伴い、今後は防災面におけるアクセスや利便性等を考慮し、移転を検討していきます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|---------|
| 子育て支援施設（１）保育所 | たんぽぽ保育園 |
| | こすもす保育園 |
| | あおば保育園 |
| | つくし保育園 |
| | さくら保育園 |
| 基本の方針 | |
| 民営化及び統廃合による再編を推進し、効率的かつ持続可能な保育環境の整備を図ります。 | |

| 施設類型 | 施設名 |
|--|--------------|
| 子育て支援施設（２）児童施設 | とりや児童館 |
| | かしま児童館 |
| | ろくせい児童館 |
| | とりや放課後児童クラブ |
| | かしま放課後児童クラブ |
| | ろくせい放課後児童クラブ |
| | 旧とりや放課後児童クラブ |
| 基本の方針 | |
| 放課後等において児童が安心して過ごせる居場所として、引き続き施設の適正な維持管理に努めます。 | |

| 施設類型 | 施設名 |
|--|-----------|
| 公園 | 墓地公苑にのみや |
| | 墓地公苑とりや |
| | 文崎墓地公園 |
| | 雨の宮グリーン広場 |
| | アッピー広場 |
| | 能登歴史公園 |
| | 古墳公園とりや |
| | レクトピアパーク |
| | 旧鳥屋相撲場トイレ |
| | 姫塚いきいき公園 |
| | 碁石ヶ峰 |
| | 眉丈が丘休憩所 |
| | 不動滝 |
| | 榊形山駐車場 |
| | 緑の健康広場 |
| | 梅の里公園 |
| | あすなる公園 |
| 花見月梅園倉庫 | |
| 道閑公園トイレ棟 | |
| 基本的方針 | |
| <p>少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、公園については今後求められる機能等、施設のあり方を検討します。地元等への移譲又は移管を検討し、効率的かつ効果的な管理及び費用抑制を図ります。改修期限を過ぎた建物は、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう効率的に改修します。</p> <p>【墓地公苑】 各墓地公苑に付随した東屋であり、お墓参りに訪れた方の休憩所として引き続き適切な維持管理に努めます。</p> <p>【姫塚いきいき公園】 利用実態等を考慮し、地区への譲渡に向け、検討を進めていきます。</p> <p>【碁石ヶ峰・眉丈が丘休憩所・不動滝・榊形山駐車場】 コミュニティ形成の核となる地域に密着した施設として、今後も幅広い層へ利用を促すため、利用拡大に向け創意工夫を凝らしつつ、適切な維持管理に努めます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|--|------------------|
| 保健・福祉施設 | 保健センター「すくすく」 |
| | 老人福祉センター「ゆうゆう」 |
| | 在宅複合施設「ほのぼの」 |
| | 小規模多機能施設ラポールみおや |
| | ふれあい交流館「北部」 |
| | ふれあい交流館「喜楽館」 |
| | デイサービスセンターいこい |
| | デイサービスセンター「ひまわり」 |
| | 老人ふれあいセンター |
| | 高齢者生きがいセンター |
| | グループホーム「しあわせの里」 |
| 基本的方針 | |
| <p>【保健センター「すくすく」】 町民の健康保持及び保健意識の向上などの保健サービスを行い、健康づくりを推進するための効率的かつ持続可能な環境の整備を図ります。</p> <p>【老人福祉施設・介護保険施設】 福祉施設には、高齢者等の生きがいと健康づくりの推進を図る高齢者福祉施設と、要介護者に介護保険サービスを提供し、要介護者の自立支援及びその家族介護負担の軽減を図る介護保険施設があります。 将来的な施設の方針としては、高齢者福祉施設は、利用状況を把握するとともに人口減少や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合も視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効率的な施設の利活用を推進します。介護保険施設は、要介護者数の推移を考慮しながら既存施設の維持補修を行い、施設の維持に努めます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|--|----------------------|
| 町民文化系施設 | 生涯学習センターラピア鹿島 |
| | 生涯学習センターラピア鹿島（鹿島公民館） |
| | ふるさと創修館（鳥屋公民館） |
| | カルチャーセンター飛翔（鹿西公民館） |
| | まなびや館 |
| | 生きがいセンター |
| | 能登部下集会所 |
| | 古民家みおやの里 |
| | 旧保健センターろくせい |
| 基本的方針 | |
| <p>町民の交流及び学習の場を提供する観点から、適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約により費用抑制と建物の安全性の確保を図ります。</p> <p>集会施設については、事前の点検により改修の時期を見極めるとともに、地元への移管も含め継続利用について検討します。</p> <p>【生きがいセンター】 将来的な施設の方針としては、適切な維持管理を実施しながら、利用状況を把握し、同様の機能を持つ施設との統合を検討します。</p> <p>【能登部下集会所】 地区への譲渡に向けて現在協議中であり、譲渡を通じて施設の有効活用及び財政負担の軽減を図ります。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|----------------------|
| 社会教育系施設 | 生涯学習センターラピア鹿島（町立図書館） |
| | ふるさと創修館（展示場） |
| | ふるさと創修館（図書室） |
| | カルチャーセンター飛翔（図書室） |
| | 石動山（大宮坊等） |
| | 雨の宮能登王墓の館 |
| | 鳥屋町民俗資料館 |
| | 夢おりもの展示館（能登二宮駅） |
| 基本的方針 | |
| <p>町内の社会教育系施設のうち、文化施設については長寿命化を図りながら老朽箇所の改修、修繕、建替えなど安全性の確保を行います。</p> <p>その他の施設については、各施設の利用状況と施設の定期点検及び日常点検を実施し、施設の統廃合及び集約により費用抑制と建物の安全性の確保を図ります。</p> <p>【鳥屋町民俗資料館】 現在、民間に貸与しており、今後については譲渡を含めた検討を進めます。</p> <p>【夢おりもの展示館（能登二宮駅）】 関係機関と協議の上、展示内容の充実化等を通じ、より一層の利用促進を図ります。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|----------------|
| スポーツ・レクリエーション施設 | 中能登町運動公園 |
| | 鹿島体育センター |
| | 鹿島北部体育センター |
| | 久江体育センター |
| | 大槻ふれあいスポーツセンター |
| | スポーツセンターろくせい |
| | 金丸体育館 |
| | 鹿島相撲場 |
| | 鹿島弓道場 |
| | 鳥屋武道館 |
| | 鹿西武道館 |
| | テニスコート「かしま」 |
| | テニスコート「とりや」 |
| | 鳥屋体育館 |
| | 鹿西体育館 |
| | 健康ハウス「憩」 |
| | 鳥屋学園プール |
| | 鳥屋体育館 |
| 鹿西体育館 | |
| 基本的方針 | |
| <p>町民の健康を増進する観点から、適正な受益者負担の下に機能を維持しつつ、他の施設との統廃合など、効率的かつ効果的な管理運営やサービス拡充及び安全性の確保を目指します。</p> <p>【健康ハウス憩】</p> <p>温浴施設はこれまでの利用状況や能登半島地震の影響等から施設の統廃合を行い、2024年度より、健康ハウス憩1か所となっており、今後も適切な維持管理を行うとともに施設の更なる充実に努めます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|--|--------|
| 公営住宅 | 末坂住宅 |
| | 末坂第2住宅 |
| | 黒氏住宅 |
| | 春木住宅 |
| | 金丸住宅 |
| | コーポとりや |
| | 川田住宅 |
| | たきお住宅 |
| 基本的方針 | |
| <p>住宅困窮者に対する、良好な居住環境の確保のため、適正かつ効率的に管理運営します。</p> <p>公営住宅における建て替え、改修においては、長寿命化計画を考慮しつつ、管理適正戸数の設定を行い、除却の検討も含めながら実施します。</p> <p>また、復興公営住宅など新たな施設整備の計画もあることから、公営住宅全体の老朽化状況や入居状況を勘案し、更新時期を迎えた施設との集約化や統廃合を視野に入れながら、適正な戸数管理に取り組みます。</p> <p>【コーポとりや】</p> <p>水回り設備において、部品供給年度が過ぎているもの等、更新が必要な設備を効率的に更新し、入居者へのサービス低下が発生しないよう実施します。</p> <p>【川田住宅、たきお住宅】</p> <p>新たに整備を行った各住宅について、適正な管理を行い、良好なサービスが維持できるよう努めます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|------------------|
| 産業系施設 | 農村環境改善センター パルみおや |
| | ハウス村 |
| | 良川地区住環境施設 |
| | 能登テキスタイル・ラボ |
| | 能登上布会館 |
| | 「道の駅」織姫の里なかのと |
| 基本の方針 | |
| <p>各施設について計画的に長寿命化を図るものとしませんが、人口減や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合を視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効果的な施設の利活用を推進します。</p> <p>【農村環境改善センター パルみおや】 引き続き施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p>【ハウス村、良川地区住環境施設】 利用実態等を考慮し、地区や民間事業者への譲渡に向け、検討を進めていきます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|--------|
| 学校教育系施設 | 鹿島小学校 |
| | 鳥屋小学校 |
| | 鹿西小学校 |
| | 中能登中学校 |
| 基本の方針 | |
| <p>将来的な施設の方針としては、利用状況及び人口動態を踏まえて、同様の機能を持つ施設と複合化することも検討する必要があると考え、現状は適切な維持管理を実施していきます。</p> | |

| 施設類型 | 施設名 |
|------|----------------------|
| その他 | 旧役場鹿島庁舎 |
| | 旧役場鹿西庁舎 |
| | 旧役場鹿西庁舎（倉庫 01・02・03） |
| | 旧鳥屋中学校 |
| | 旧越路小学校 |
| | 旧滝尾小学校（体育館・食堂棟） |
| | 旧久江小学校 |
| | 旧御祖小学校 |
| | 町倉庫（日協サイジング） |
| | 二宮川大槻水防倉庫 |
| | 長曽川福田水防倉庫 |
| | つくしの里車庫 |
| | 民俗資料館車庫 |
| | バス車庫 |
| | ふるさと交流センター |
| | おにぎりの里資料蔵 |
| | 旧鹿島町役場前バス停留所 |
| | 高島バス停留所（上り）（下り） |
| | 小金森バス停留所 |
| | 久乃木バス停留所 |
| | 小田中バス停留所 |
| | 石動山簡易トイレ |
| | 高島簡易トイレ |
| | 能登二宮駅駐輪場 01・02・03・04 |
| | 良川駅駐輪場 01・02・03・04 |
| | 能登部駅駐輪場 01・02・03 |
| | 金丸駅 |
| | 金丸駅駐輪場 01・02 |
| | 西通学バス停留所 |
| | 坪川通学バス停留所 |
| | 在江通学バス停留所 |

| 施設類型 | 施設名 |
|---|---------------|
| その他 | 民俗資料館 |
| | 鹿島町役場前バス停留所 |
| | かねまる児童館 |
| | 旧鹿島西部クリーンセンター |
| | 旧鹿島北部クリーンセンター |
| | 旧鳥屋西部浄化センター |
| | 旧鹿西沖馬場浄化センター |
| | 旧鹿西東部浄化センター |
| 基本的方針 | |
| <p>用途廃止施設については、売却を含めた適正な管理・運営方法を検討し、財政の健全化を目指します。今後も活用する建物のうち改修期限を過ぎた建物については、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により効率的に改修します。</p> <p>【旧行政系施設】 利用実態のない施設については計画的に除却を行い、地域住民の安全確保及び遊休地利活用に努めます。</p> <p>【旧学校施設】 将来的な施設の方針としては、利用状況及び人口動態を踏まえて、同様の機能を持つ施設との複合化等を検討する必要があると考え、現状は適切な維持管理を実施していきます。</p> <p>【その他】 施設利用の可能性を検討し、民間への譲渡・売却または貸与等により、施設の有効活用につなげるとともに、自主財源の確保に取り組みます。 倉庫や駐輪場をはじめとする施設に付属した建物等については、本体施設と一体的に利用実態等を踏まえることで、必要性を精査しつつ、効率的な施設運営及び整備等の手法を取り入れます。</p> | |

第4章 フォローアップの方針等

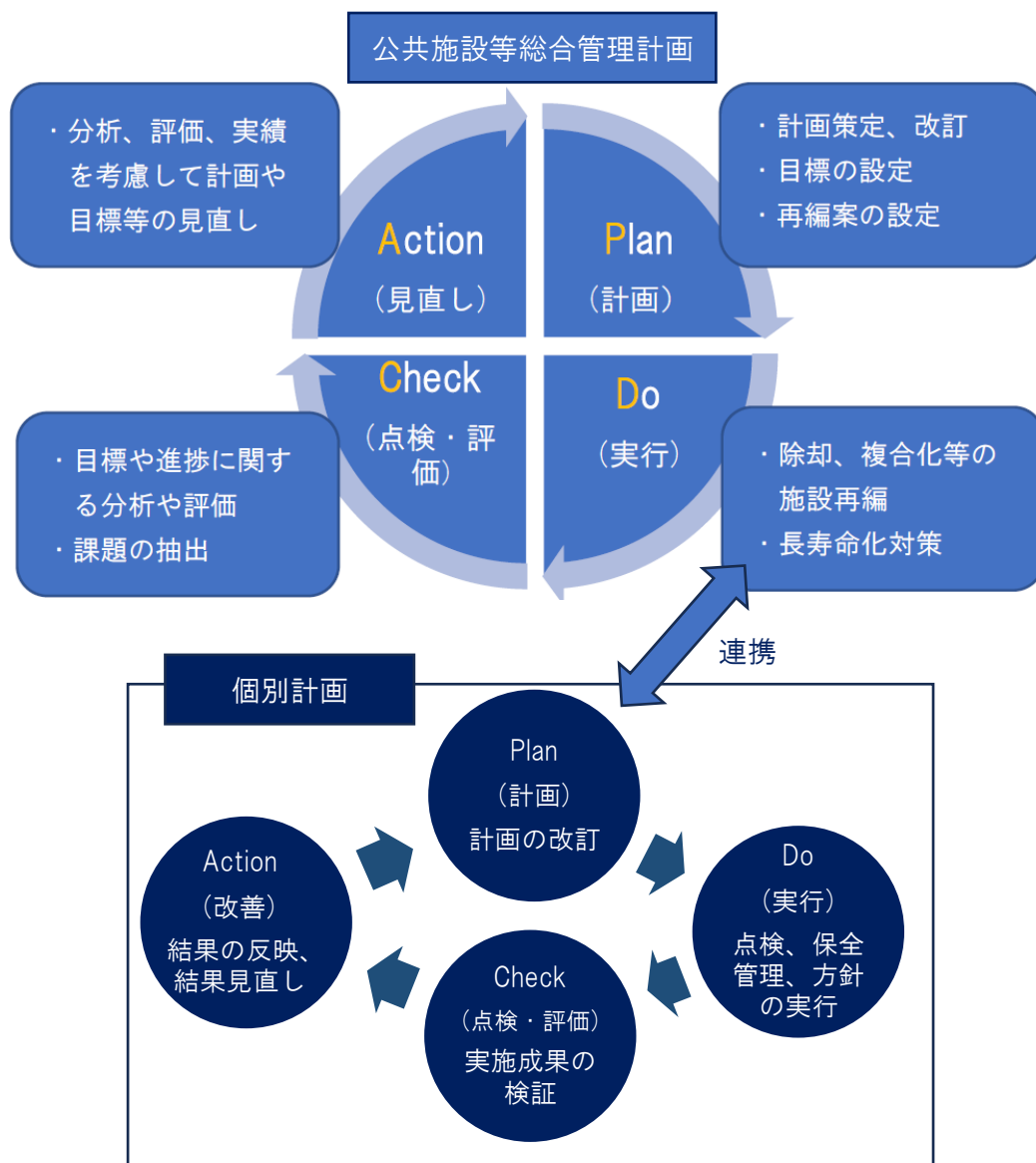
1. PDCAサイクルに基づく計画の推進と見直し

本計画で定めた方針や内容について、不断の見直しを行うためにも、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施するPDCAサイクルによる、適切な実績評価や分析及び進捗管理を行います。

今後、本計画を進めていくためには、公共施設等の維持管理運営、点検・診断結果、修繕内容等を記録した情報(施設カルテ等)をとりまとめ、情報を把握する中で進捗管理を行い、計画のフォローアップを進めていきます。

本計画は施設に特化した計画ではあるものの、その全てが町民サービスに直結することから、「総合計画」との連動が重要であり、「総合計画」策定の時期に合わせて見直しを行っていきます。

本計画は、5年に1度の見直しを基本としつつも、不断の見直しを行い、本計画の方針を反映させるとともに国の指針やガイドライン等に従って作成する「個別計画」と連携して実行していきます。



2. 庁内の情報管理と共有

本町の行政財産の管理は、統一的な基準による地方公会計制度で整備している固定資産台帳を活用しています。本町の施設マネジメント全体にとって有効かつ有益なデータとして活用するべく、今後、中身の精緻化や、職員研修等による管理体制の構築と共有の推進を進めていきます。

また、本計画を進めるためには、公共施設等の総合的な維持管理を推進する必要があるため、庁内でも積極的な情報共有や議論を行うこととし、施設管理の有無や課を問わず、職員一人ひとりの知識の習得と意識の向上が必要になると考えることから、体制や仕組みの構築と強化を行います。

3. 町民との情報共有

将来にわたり、健全な施設の維持管理・更新等の実施や検討を行うに当たっては、施設に関する情報と問題意識を、本町と町民の間で共有することが重要です。お互いが問題意識を共有し、将来の本町ならびに公共施設等のあるべき姿について幅広く議論を行うために、公共施設等に関する取組状況や進捗等について本町ホームページや広報等により、積極的に町民へ共有するように努めます。

また、各施設類型ならびに個別具体的な施設の方針の実行に当たっては、老朽化や利用状況、将来予測等を見ながら進めていくこととなりますが、町民への影響が大きい施設では、町民の理解を得て、協働により進めていくことが重要と考え、ワークショップや地区懇談会の開催等、町民への情報共有の機会を設けることに配慮しながら進めていきます。

第 2 次 中能登町 公共施設等総合管理計画

2026 年 3 月策定

発行：中能登町 〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂 9 部 46 番地

T E L : 0767-74-1234

編集：中能登町役場 総務課
